

# 中学校夜間学級等に関する実態調査について

## 1. 調査の目的

中学校夜間学級の設置ニーズ，設置に係る検討状況，詳細な実態等について調査を行い、夜間学級に対する支援や設置促進のための施策の検討に資する。

## 2. 調査時点

平成26年5月1日

## 3. 調査の対象

全都道府県教育委員会、全市区町村教育委員会

## 4. 主な調査事項

### 【都道府県調査】

- 設置促進に係る要望・議会議論等
- 特別支援学校における義務教育未修了者の受入状況
- 夜間学級に関する取組
- 自主夜間中学等に関する取組

本調査における「自主夜間中学・識字講座等」の定義：  
自主夜間中学の活動や社会教育施設（公民館類似施設、図書館同種施設を含む）における識字講座等

### 【市区町村調査】

- 設置状況
- 入学問い合わせ状況
- 設置促進に係る要望・議会議論等
- 設置検討状況
- 自主夜間中学等の状況
- 自主夜間中学等からの教育委員会等への要望

### 【夜間学級調査】

- 教職員・ボランティアの状況
- 就学援助等の経済的支援の状況
- 教材における配慮の状況
- 給食、給食費の状況
- バリアフリーの状況
- 市町村における実践研究事業・広報活動の状況
- 入学・在学要件
- 教育課程における工夫の状況
- 学級編制・指導体制における工夫の状況
- 授業外での支援内容
- 生徒の国籍・学年・年齢別生徒数
- 生徒の入学理由
- 生徒の卒業後の状況
- 市町村教育委員会・学校・都道府県・国への要望



# 目次

## 都道府県調査

- ・夜間学級の設置促進等に関する要望や議会請願・議会議論の有無(H21～26)【7】
- ・自主夜間中学・識字講座等に対しての都道府県の取組【7】
- ・夜間学級に関する委託事業やモデル事業を行っているか【8】
- ・夜間学級の設置や教育活動の充実に関しての方針の有無【8】
- ・その他夜間学級に対する主な取組【9】
- ・特別支援学校での義務教育未修了者の現在の受け入れ状況【9】
- ・学齢超過者の特別支援学校への入学・在学要件【10】

## 市区町村調査

- ・夜間学級設置の有無【13】
- ・県内の他市町村からの入学の可否に関する問い合わせ【13】
- ・他都道府県からの入学の可否に関する問い合わせ【14】
- ・教育委員会への夜間学級設置に関する問い合わせ【14】
- ・教育委員会や首長部局に対する夜間学級の設置促進等に関する要望や議会請願・議会議論の有無(H21～26)【15】
- ・夜間学級の設置に関する検討状況【15】
- ・夜間学級の設置検討予定がない理由【16】
- ・域内における自主夜間中学・識字講座等の取り組みの有無【16】
- ・自主夜間中学・識字講座等 県別取組件数【17】
- ・自主夜間中学・識字講座等<実施主体>【17】
- ・自主夜間中学・識字講座等<指導者属性>【18】
- ・自主夜間中学・識字講座等<実施場所>【18】
- ・自主夜間中学・識字講座等<参加者構成>【19】
- ・自主夜間中学・識字講座等<実施頻度>【19】
- ・自主夜間中学・識字講座等<生徒に対して求めている経費負担>【20】
- ・自主夜間中学・識字等への支援【20】
- ・自主夜間中学・識字講座等と公立中学校との連携の有無【21】
- ・自主夜間中学・識字講座等から教育委員会や学校に対しての要望【21】

# 目次

## ■ 夜間学級調査

- ・夜間学級の教職員数(専任・兼任別、職種別)【25】
- ・夜間学級の在籍生徒数(学校別)【25】
- ・義務教育段階の学齢生徒に対する就学援助に類する経済的支援【26】
- ・経済的支援の支給対象【26】
- ・経済的支援を就学援助事業の一部として実施しているか【27】
- ・経済的支援に当たって学齢生徒に対する就学援助の認定要件と同一のものを使用しているか【27】
- ・夜間学級のみで特別に使用している教材【28】
- ・生徒の事態を踏まえた教材確保や教材開発への支援【28】
- ・給食について【29】
- ・夜間学級設置校におけるバリアフリーについて【29】
- ・夜間学級に関する広報活動実施状況【30】
- ・広報活動の内容【30】
- ・入学・在学要件1【31】
- ・入学・在学要件2【31】
- ・教育課程【32】
- ・学級編制・指導体制上の特別な工夫の内容【32】
- ・その他教育課程・学級編制、指導体制上の工夫【33】
- ・在校生に対する授業以外での主な支援内容【33】
- ・生徒の属性【34】
- ・学年別生徒数、年齢別生徒数【34】
- ・学級数・生徒数の推移【35】
- ・在籍割合【35】
- ・在籍生徒数(国籍別)【36】
- ・在籍生徒数(在籍年数別)【36】
- ・夜間学級入学理由【37】
- ・卒業者数(平成25年度末)【37】
- ・卒業後の状況(平成25年度末)【38】
- ・夜間学級在籍者から市町村教育委員会や学校に対しての主な要望【38】
- ・都道府県・国に対する主な要望【38】



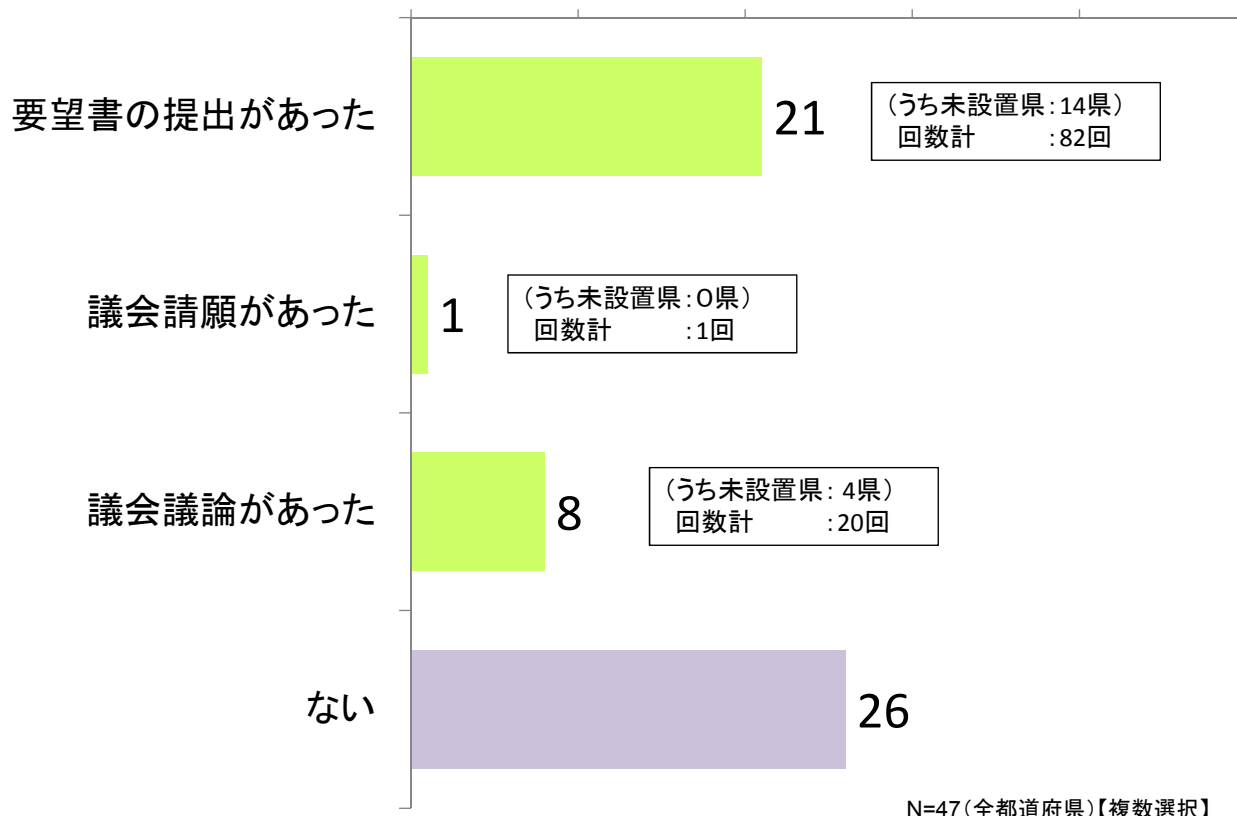
## 都道府県調査

---



# 夜間学級の設置促進等に関する 要望や議会請願・議会議論の有無(H21～26)

都道府県

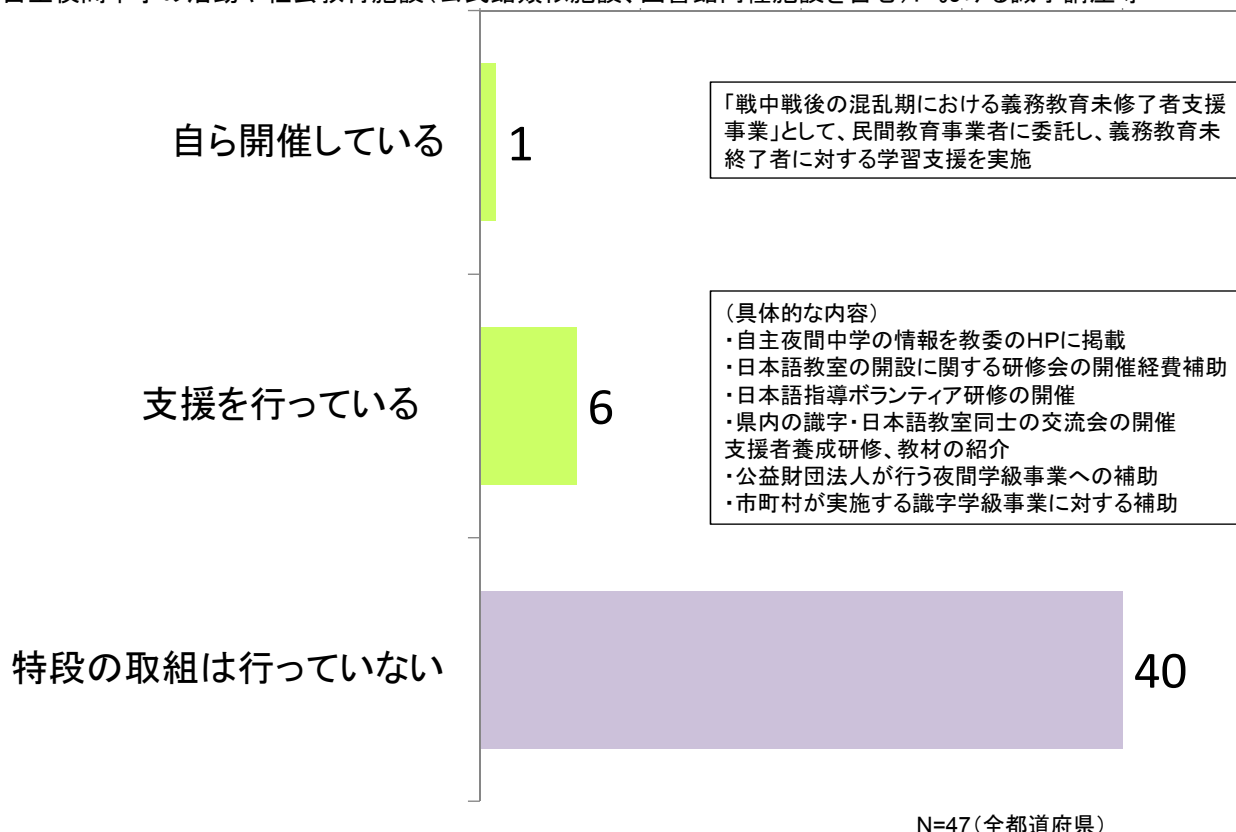


# 自主夜間中学・識字講座等に対する都道府県の取組

都道府県

本調査における「自主夜間中学等」の定義:

自主夜間中学の活動や社会教育施設(公民館類似施設、図書館同種施設を含む)における識字講座等

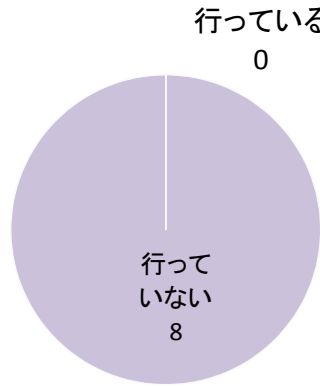


「戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者支援事業」として、民間教育事業者に委託し、義務教育未終了者に対する学習支援を実施

(具体的な内容)  
 ・自主夜間中学の情報を教委のHPに掲載  
 ・日本語教室の開設に関する研修会の開催経費補助  
 ・日本語指導ボランティア研修の開催  
 ・県内の識字・日本語教室同士の交流会の開催  
 支援者養成研修、教材の紹介  
 ・公益財団法人が行う夜間学級事業への補助  
 ・市町村が実施する識字学級事業に対する補助

# 夜間学級に関する委託事業やモデル事業を行っているか

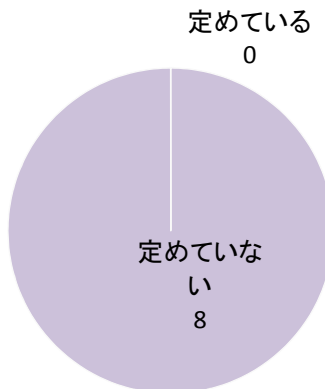
都道府県



N=8 (域内に夜間学級設置市町村がある都道府県)

# 夜間学級の設置や教育活動の充実に関する方針の有無

都道府県

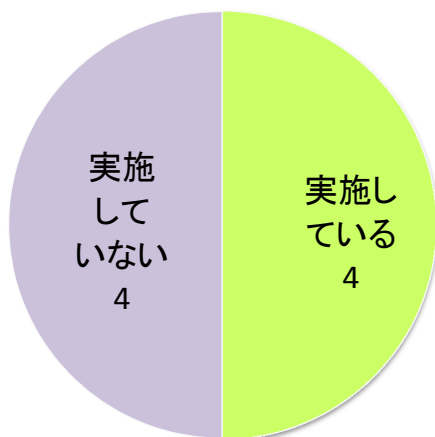


N=8 (域内に夜間学級設置市町村がある都道府県)

# 夜間学級に関する広報活動

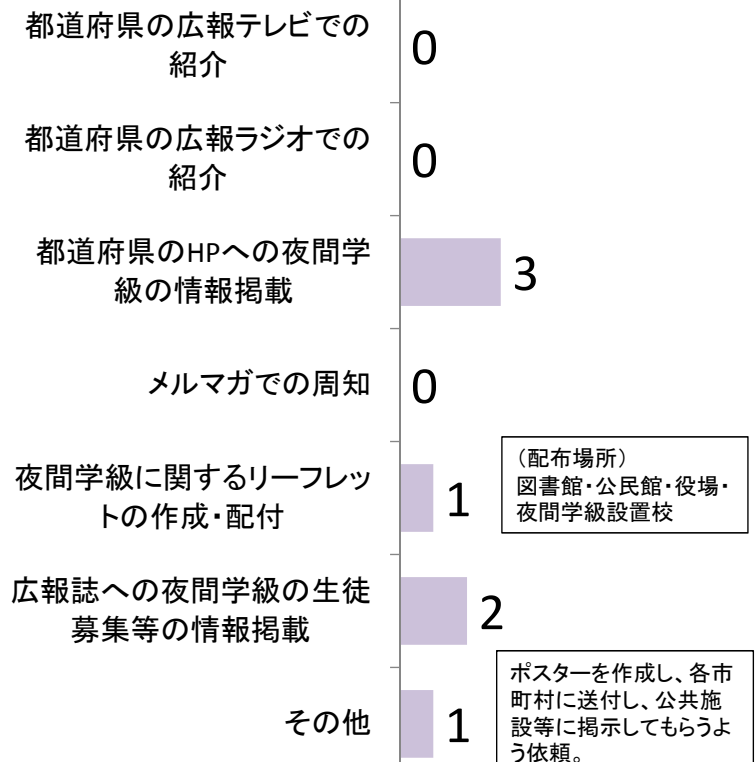
都道府県

## 実施の有無



N=8 (域内に夜間学級設置市町村がある都道府県)

## 実施内容

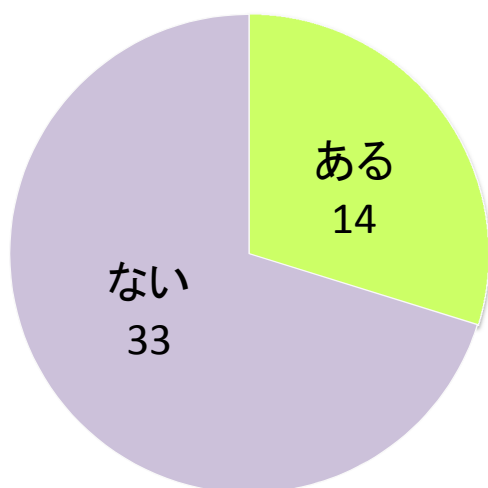


N=4 (域内に夜間学級設置市町村があり、かつ広報活動を実施している都道府県)【複数回答】



- 夜間学級を設置している都道府県に聞き取りし、情報収集
- 域内全ての夜間学級への指導主事等の学校訪問
- 夜間学級設置市学校指導主管課長会を開催
- 夜間学級生徒会連合会諸行事等への教育委員会職員の出席
- 県夜間中学校教育振興会に対して事業に要する経費の一部を補助
- 児童生徒支援加配（日本語指導）を配置
- 子ども多文化共生サポーター（日本語が不十分な生徒への指導支援）を派遣
- 夜間学級の授業参観を実施し、教員との話合いの場を設定

特別支援学校での義務教育未修了者の現在の受け入れ状況



N=47(全都道府県)

【内訳】

	校数	人数
小学部 (6県)	12校	74人
中学部 (10県)	24校	77人
高等部 (5県)	9校	94人

(受入れ時の教育課程編成、指導上の配慮の主な内容)  
 ・訪問教育を実施  
 ・障害の程度等に応じた指導

昭和54年の養護学校義務化以前に、  
障害のために小・中学校への就学を猶予又は  
免除されたこと

小学校又は特別支援学校の小学部を  
卒業していること

中学校又は特別支援学校の中学部を  
卒業していないこと

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す  
障害の区分及び程度に該当すること

学齢を超過していること

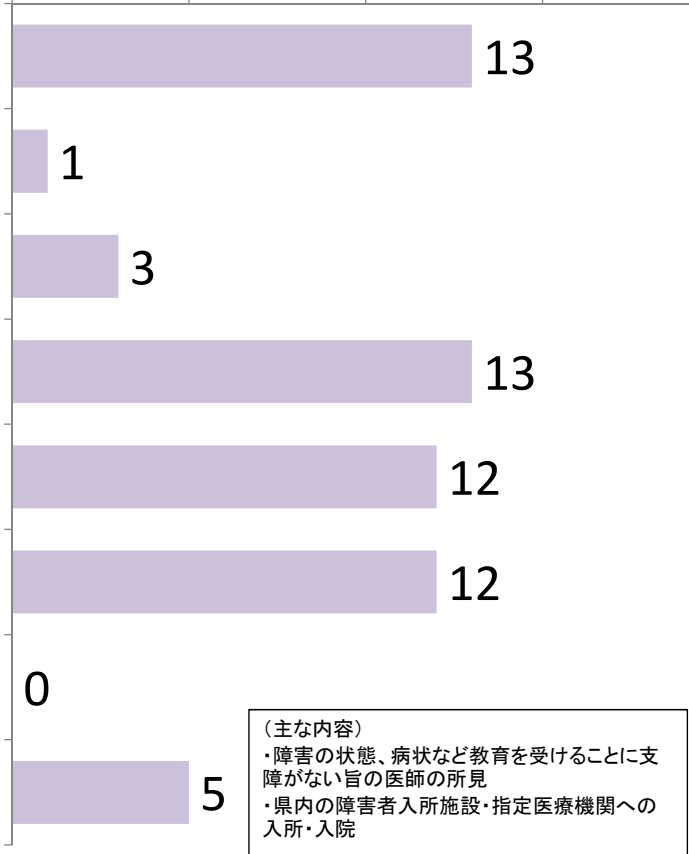
(学校教育法第22条の3に示す障害の区分・程度)

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

都道府県内在住

都道府県内在勤

その他



(主な内容)  
・障害の状態、病状など教育を受けることに支障がない旨の医師の所見  
・県内の障害者入所施設・指定医療機関への入所・入院

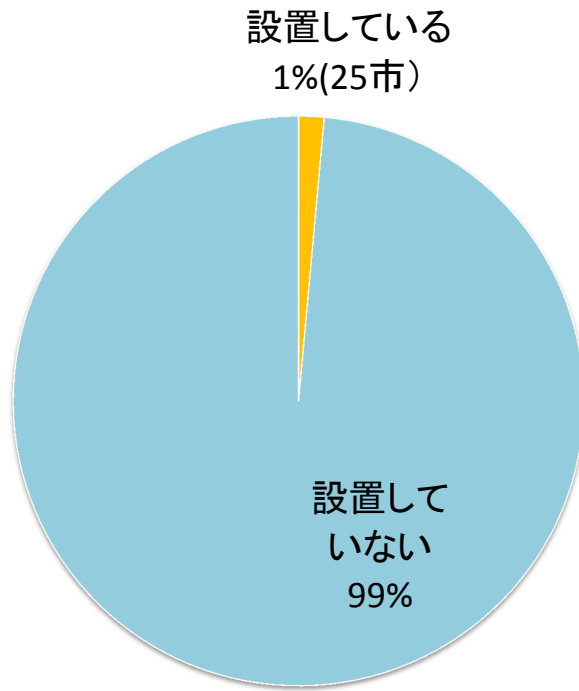
N=14(特別支援学校で義務教育未修了者を受け入れている学校のある都道府県)【複数回答】



## 市区町村調査

---

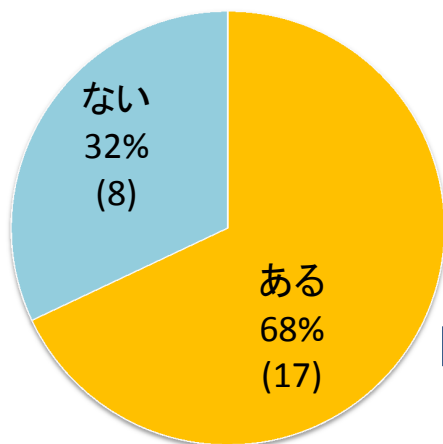




N=1738(全市区町村)

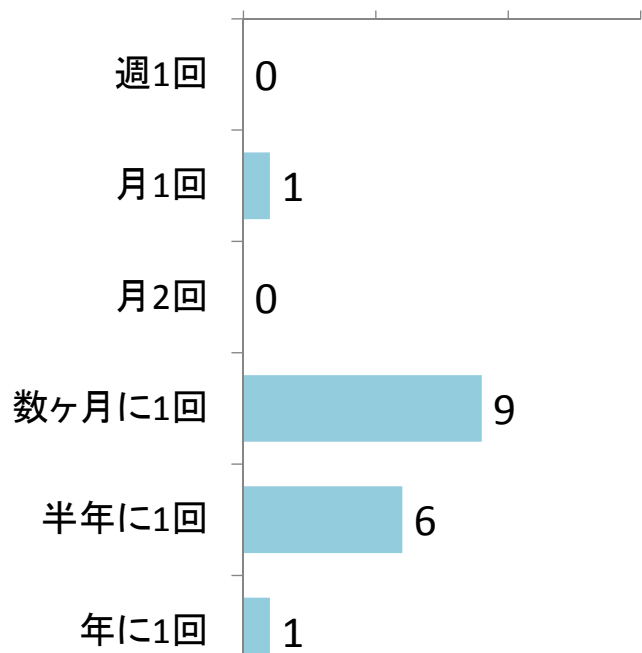
県内の他市町村からの入学の可否に関する問い合わせ

問い合わせの有無



N=25(夜間学級を設置している市区町村)

問い合わせ頻度

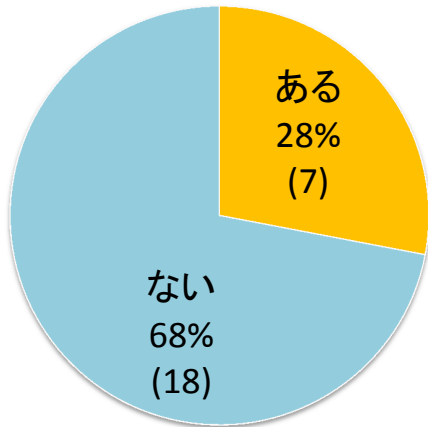


N=17(設置している夜間学級に県内の他市区町村から入学可否の問い合わせがあった市区町村)

# 他都道府県からの入学の可否に関する問い合わせ

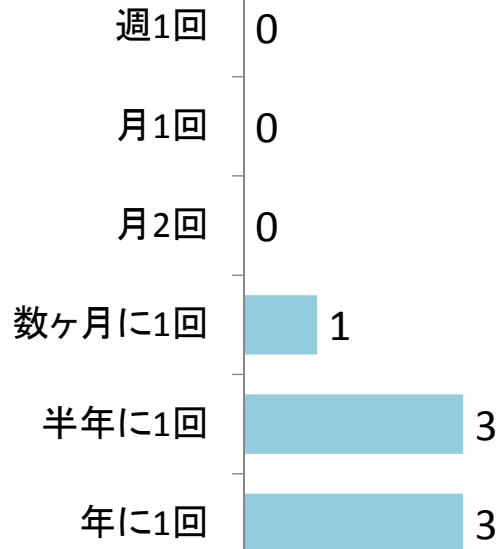
市区町村

問い合わせの有無



N=25(夜間学級を設置している市区町村)

問い合わせ頻度



N=7(設置している夜間学級に他都道府県から入学可否の問い合わせがあった市区町村)

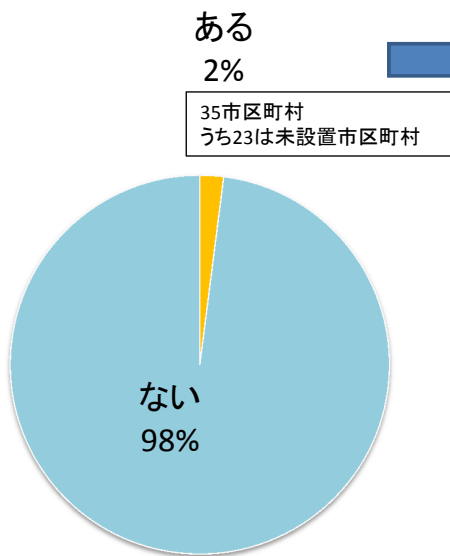
(夜間学級への入学を断ったケース(自由記述))

- 日本又は母国で義務教育を修了しているため(各学校において年間1~10件程度報告がある)
- 夜間学級が置かれている都府県内の在住者ではない
- 中学校の教育内容ではなく、日本語だけ学ぶことを希望したため
- より近くの夜間学級を紹介したため

# 教育委員会への夜間学級設置に関する問い合わせ

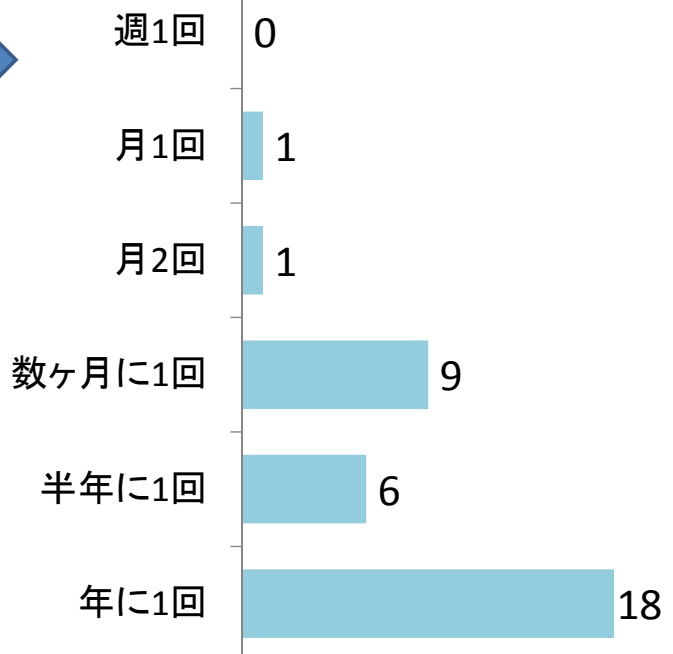
市区町村

問い合わせの有無



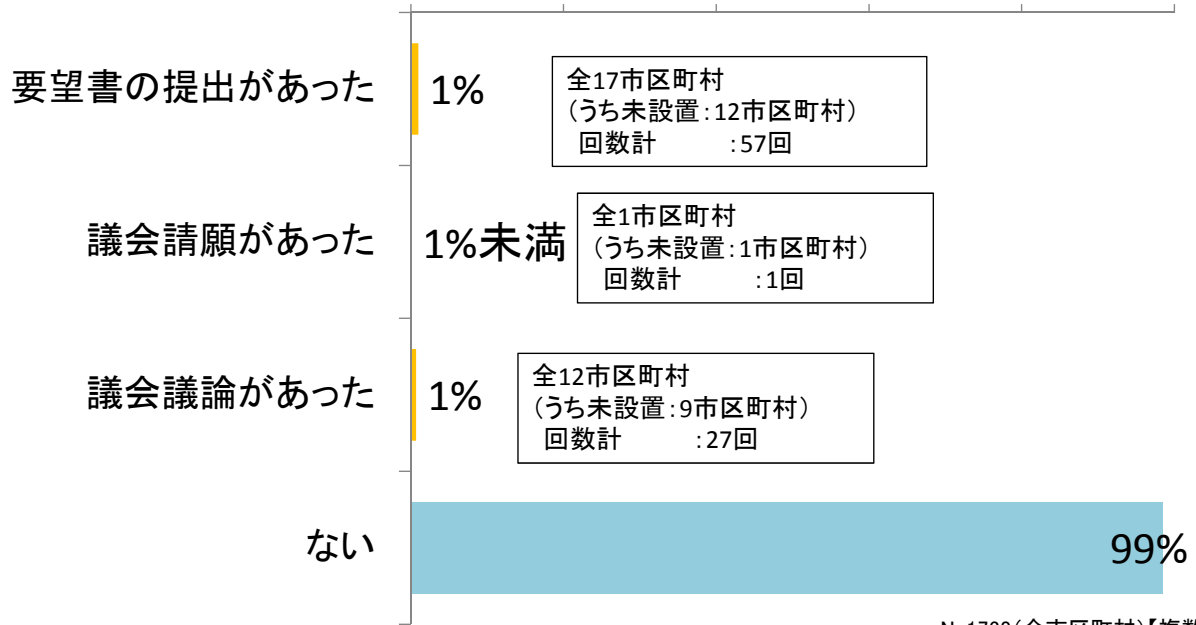
N=1738(全市区町村)

問い合わせ頻度



N=35(夜間学級設置に関しての問い合わせがあった市区町村)

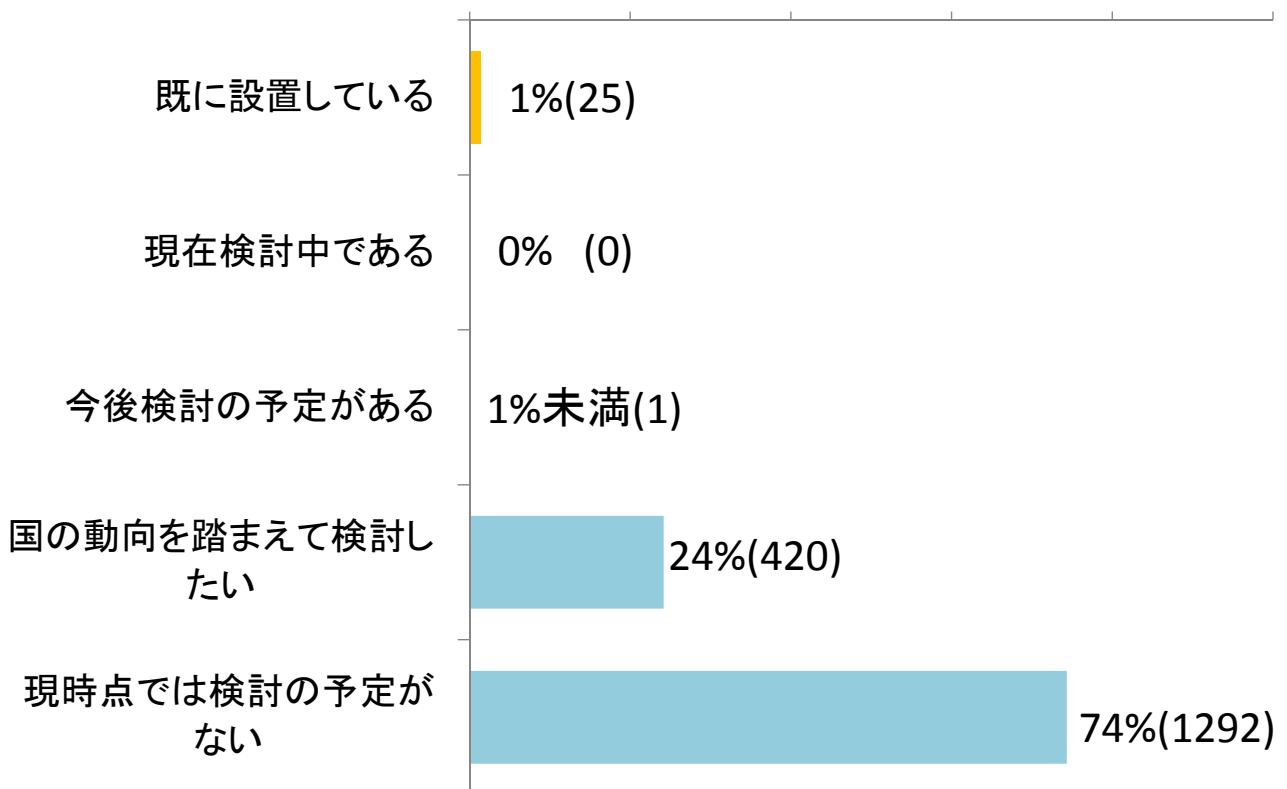
# 教育委員会や首長部局に対する夜間学級の設置促進等に関する要望や議会請願・議会議論の有無(H21～26) 市区町村



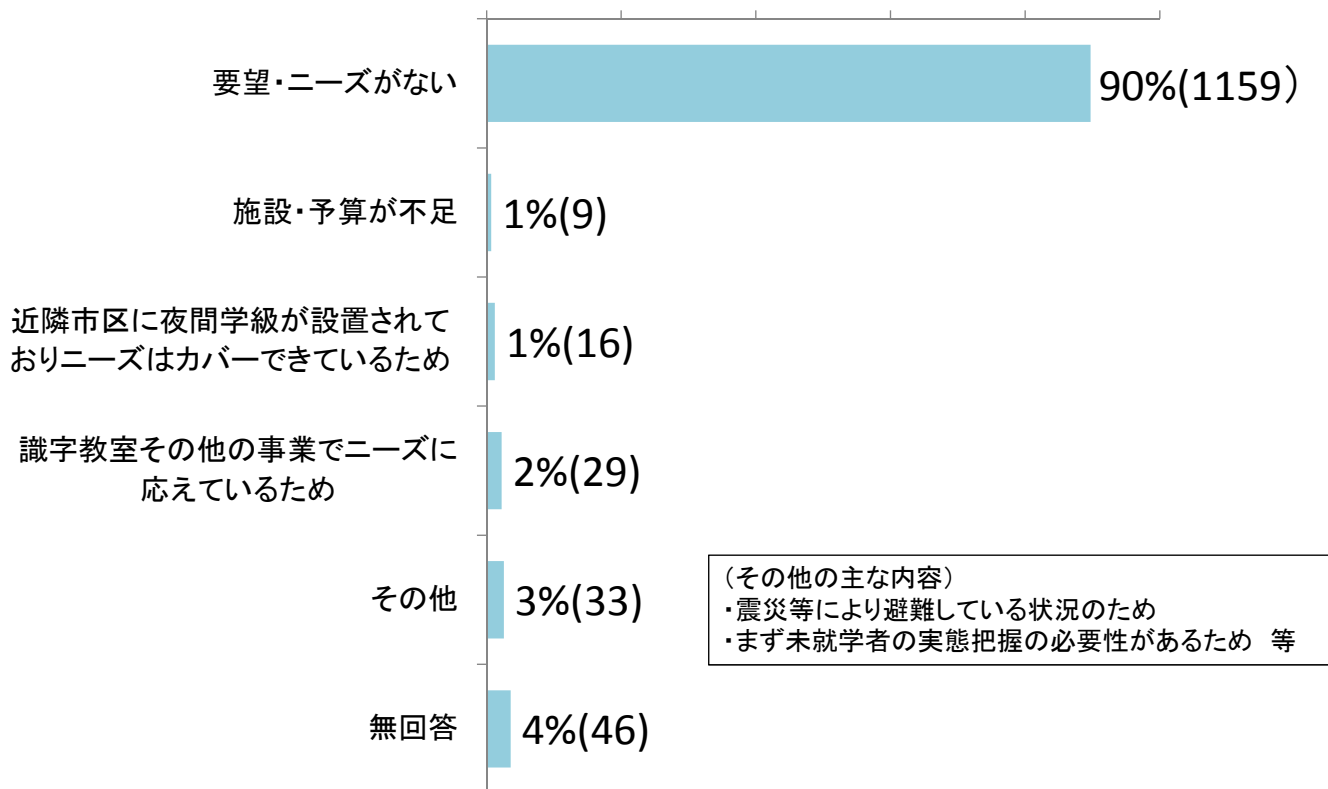
N=1738(全市区町村)【複数回答】

<b>【要望の具体的内容】</b> ・夜間学級の新設・増設 ・教職員の配置、待遇改善等教育条件整備 ・夜間学級の生徒への就学援助の実施 ・夜間学級に関する相談窓口の一本化 ・自主夜間中学への援助 等	<b>【議会請願の具体的内容】</b> ・夜間学級の新設  <b>【議会議論の具体的内容】</b> ・夜間学級の新設・増設 ・夜間学級の必要性 ・夜間学級への支援の充実 ・夜間学級への入級条件の見直し
--	---

# 夜間学級の設置に関する検討状況 市区町村



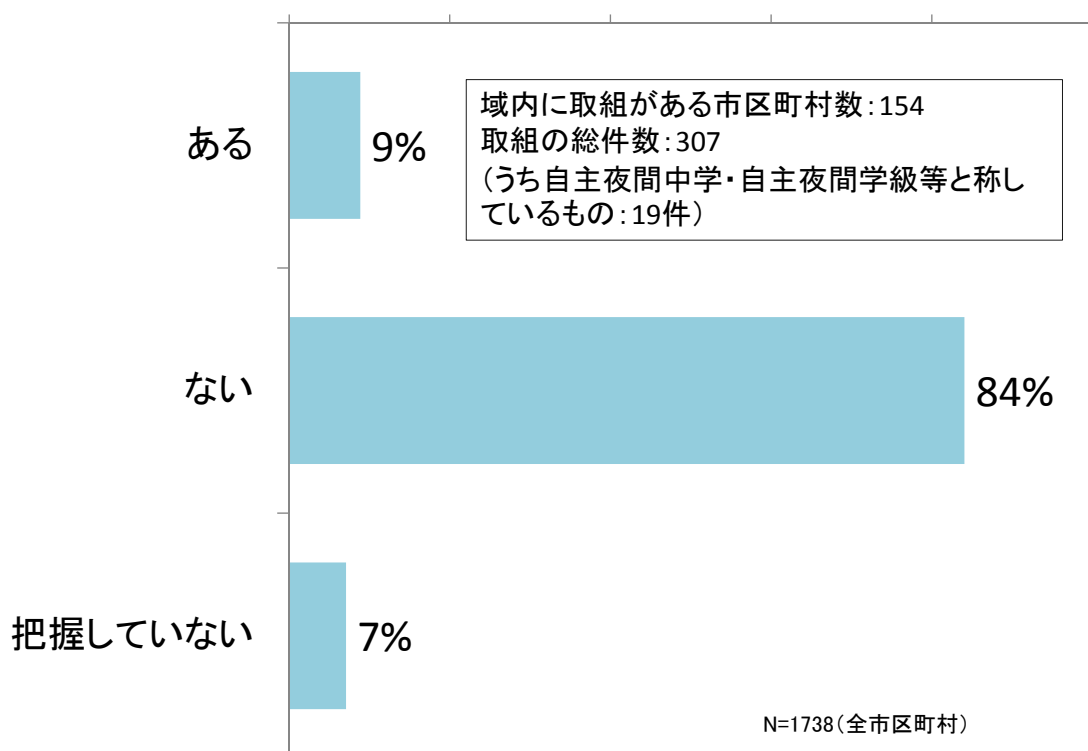
N=1738(全市区町村)



N=1292(現時点では夜間学級設置の検討予定がないと答えた市区町村)

## 域内における自主夜間中学・識字講座等の取組の有無

本調査における「自主夜間中学等」の定義：  
 自主夜間中学の活動や社会教育施設(公民館類似施設、図書館同種施設を含む)における識字講座等

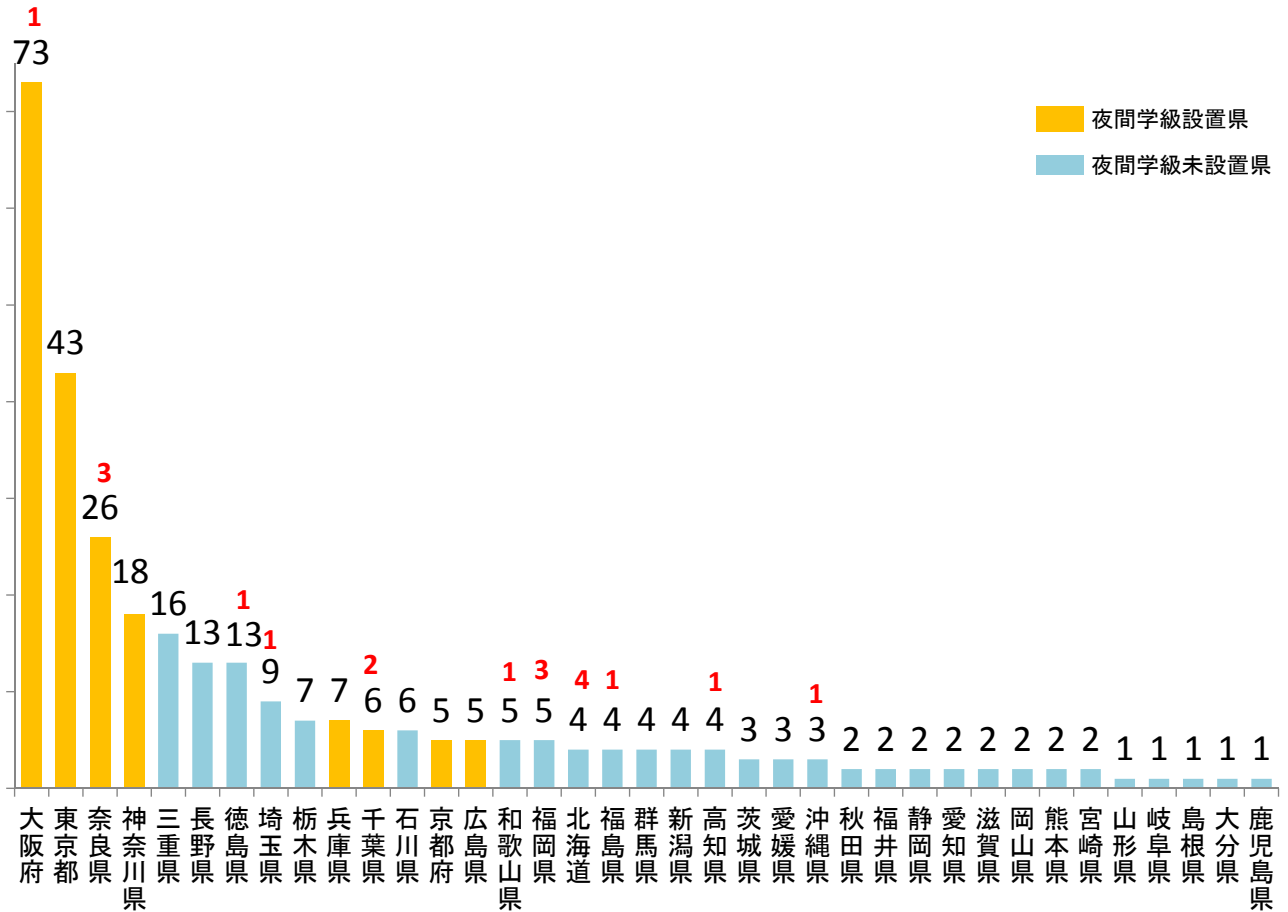


N=1738(全市区町村)



# 自主夜間中学・識字講座等 県別取組件数

市区町村

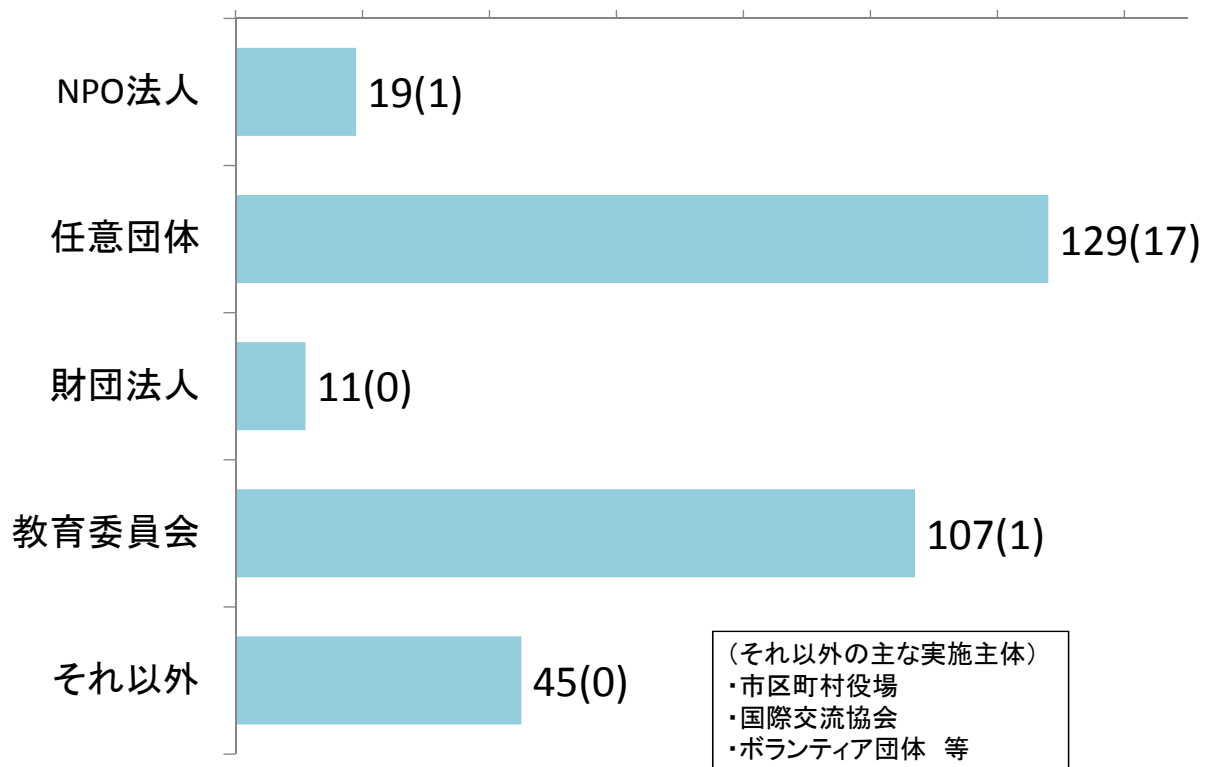


N=307 全自主夜間中学・識字講座等

赤字は自主夜間中学・自主夜間学級と称している19件の内訳

# 自主夜間中学・識字講座等<実施主体>

市区町村

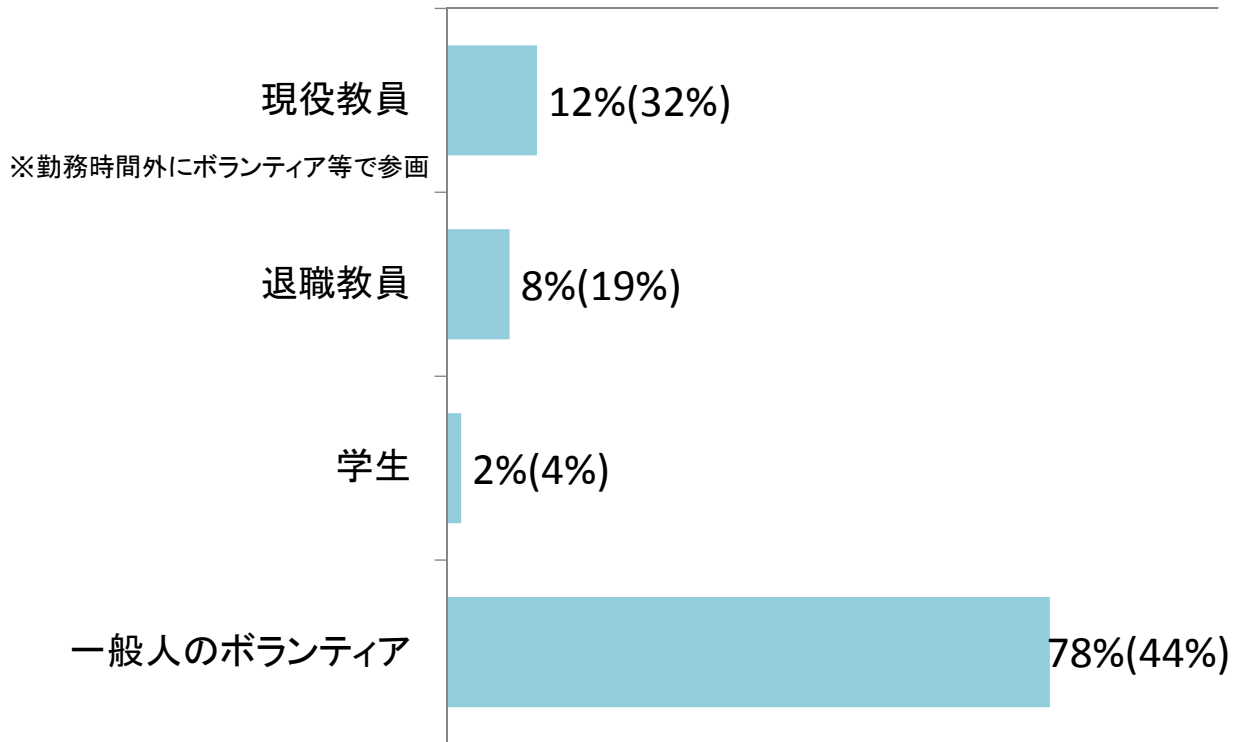


N=307 全自主夜間中学・識字講座等【複数回答】

( )内は自主夜間中学・自主夜間学級と称している19件の内訳

# 自主夜間中学・識字講座等<指導者属性>

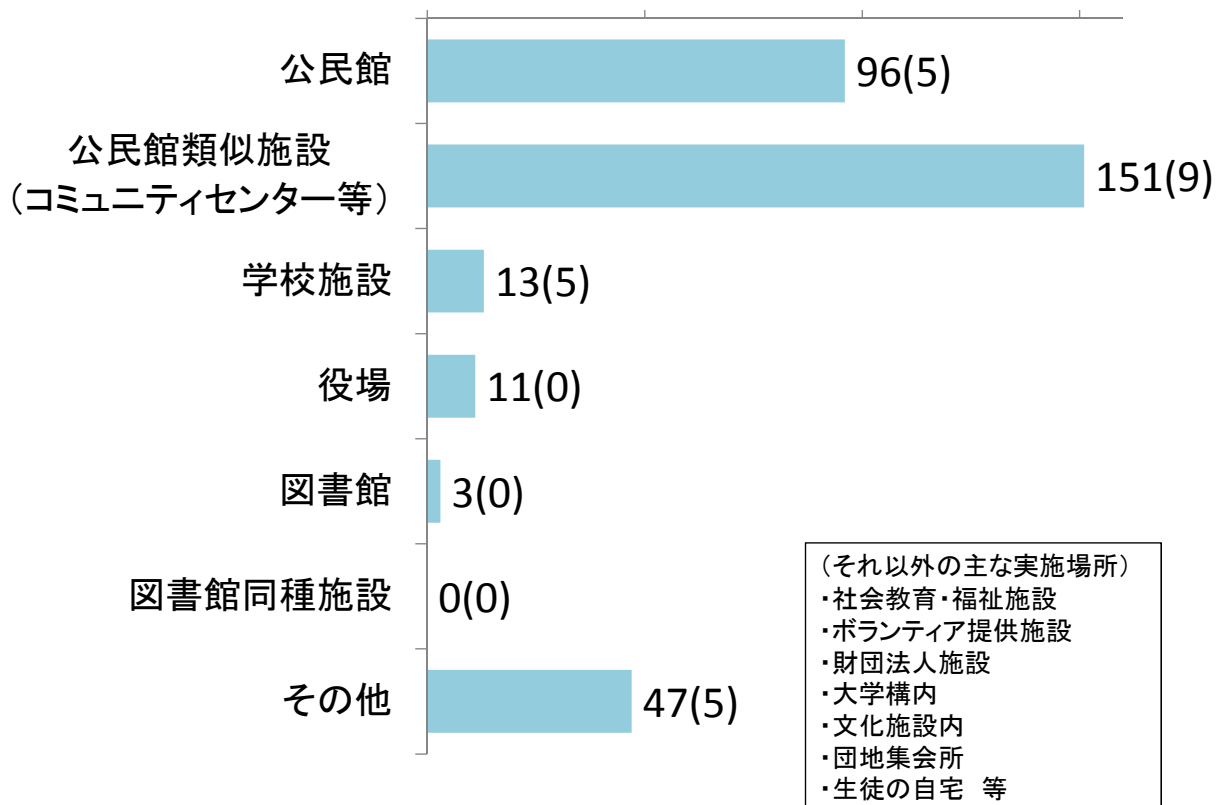
市区町村



N=3398 (全自主夜間中学・識字講座等指導者) ( )内は自主夜間中学・自主夜間学級と称している取組の指導者390人の割合

# 自主夜間中学・識字講座等<実施場所>

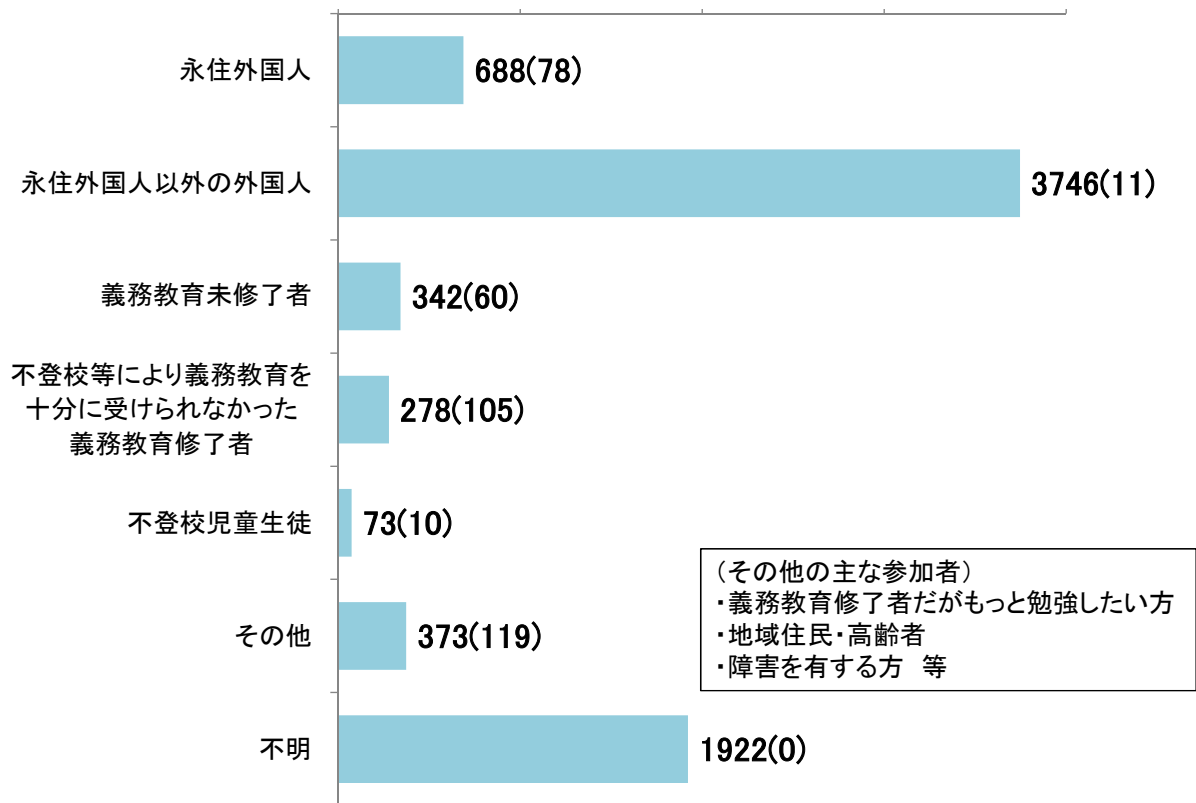
市区町村



N=307 (全自主夜間中学・識字講座等)【複数回答】 ( )内は自主夜間中学・自主夜間学級と称している19件の内訳

## 自主夜間中学・識字講座等〈参加者構成〉

市区町村

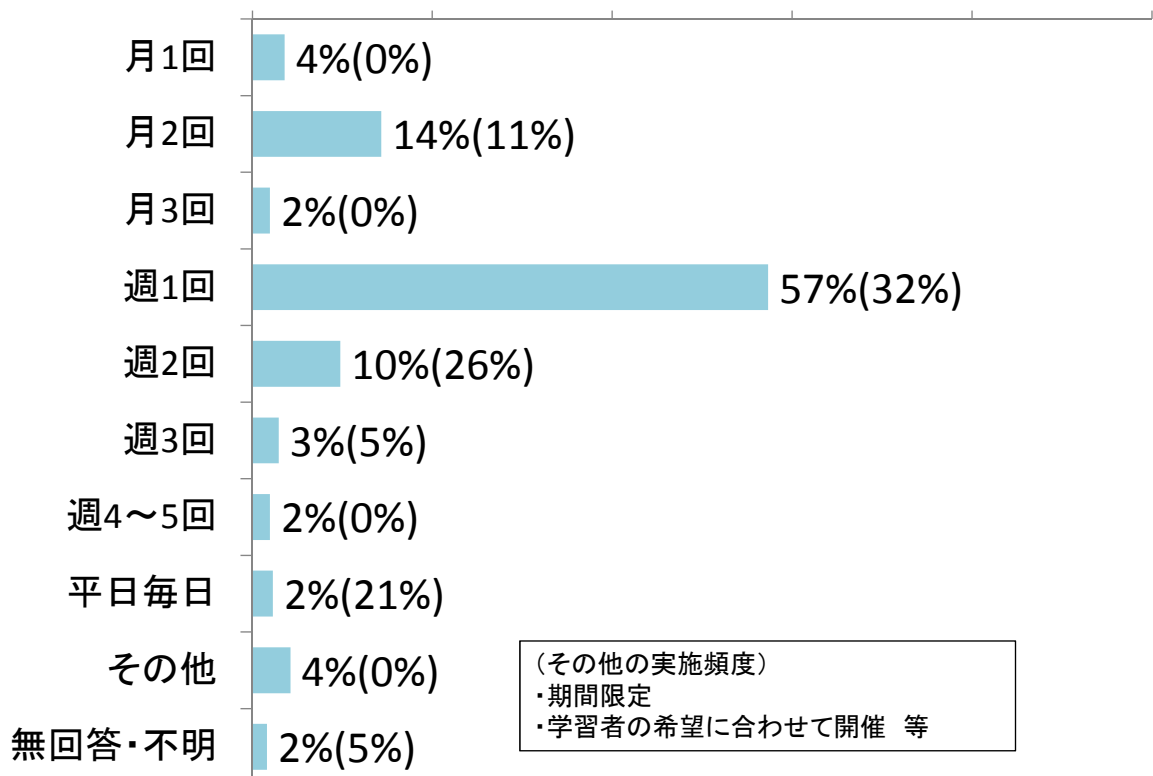


N=7422 (H26.5.1 時点全自主夜間中学・識字講座等参加者数)

※( )内は自主夜間中学・自主夜間学級と称している取組の参加者383人の内訳  
 ※概算で提出された数字については、当該数字をそのまま合計

## 自主夜間中学・識字講座等〈実施頻度〉

市区町村

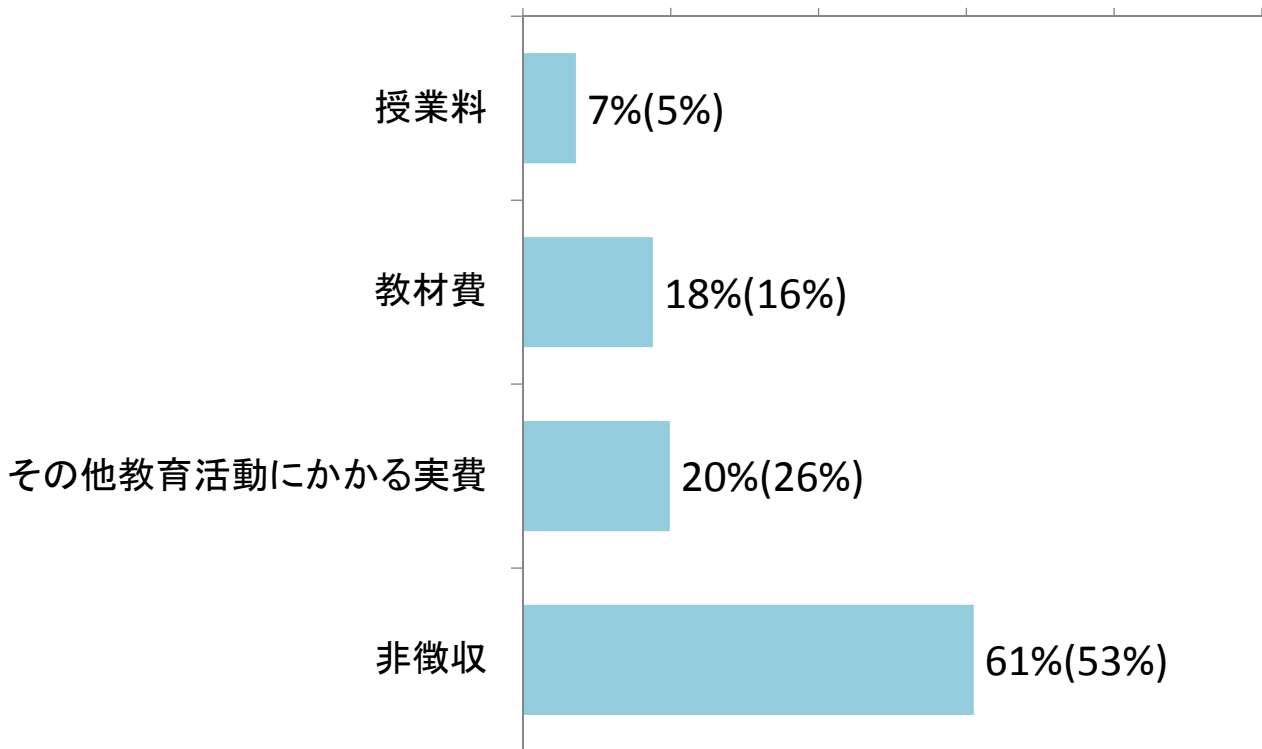


N=307 (全自主夜間中学・識字講座等)

( )内は自主夜間中学・自主夜間学級と称している19件の割合

# 自主夜間中学・識字講座等 ＜生徒に対して求めている経費負担＞

市区町村



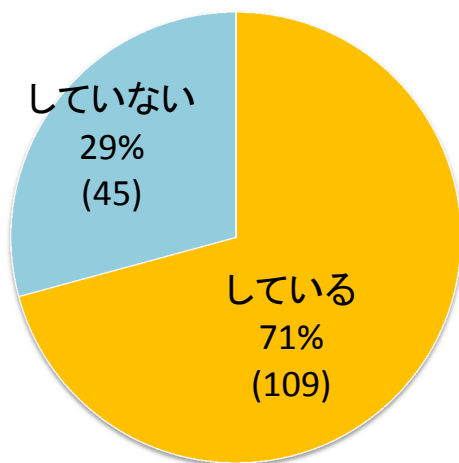
N=307 (全自主夜間中学・識字講座等)【複数回答】 ( )内は自主夜間中学・自主夜間学級と称している19件の割合

# 自主夜間中学・識字講座等への支援

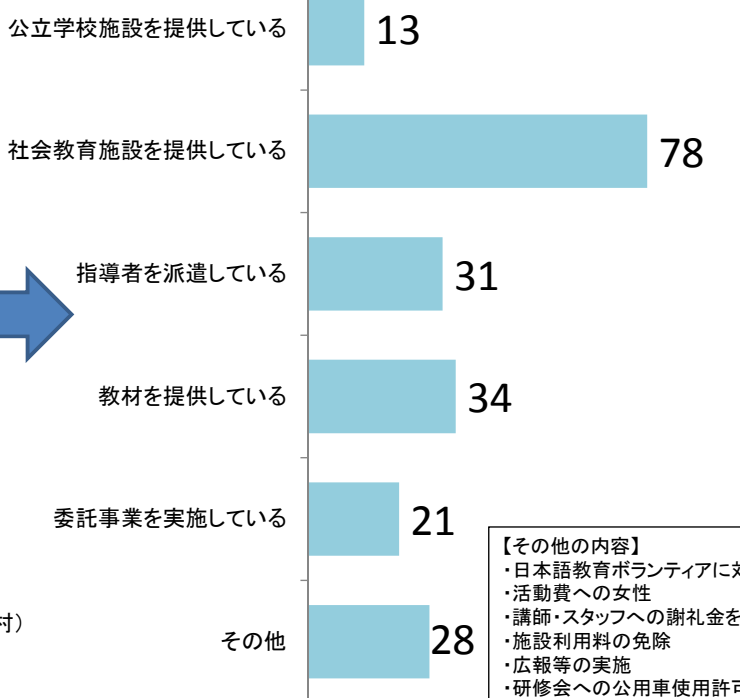
市区町村

支援の有無

支援の内容

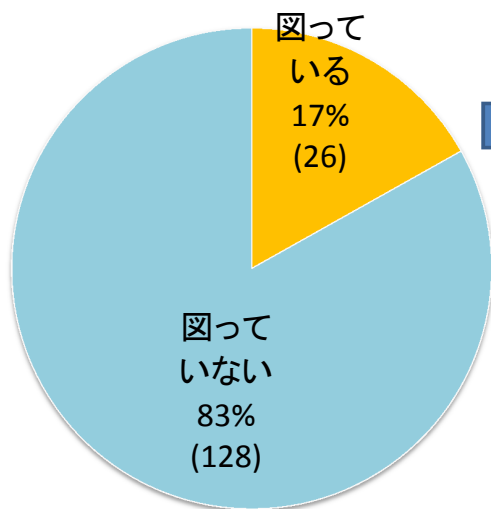


N=154(自主夜間中学・識字講座等を有する市区町村)



【その他の内容】  
 ・日本語教育ボランティアに対する研修  
 ・活動費への女性  
 ・講師・スタッフへの謝礼金を支出  
 ・施設利用料の免除  
 ・広報等の実施  
 ・研修会への公用車使用許可及び同行

N=109自主夜間中学・識字講座等を有し、支援を行っている市区町村【複数回答】



N=154(自主夜間中学・識字講座等を有する市区町村)

(連携の主な内容)

- 外国人児童・生徒向けの日本語指導については、公立学校が日本語指導者と連携して個別の指導計画を作成
- 公立夜間中学に入学できない者へ、学校から自主夜間中学の内容や連絡先を紹介
- 公立夜間中学から教材を提供
- 公立夜間中学校卒業時に教室を紹介
- 一部の講座活動に、公立の小中学校の現職教員又は退職教員が講師として参加
- 市立中学校の総合的な学習の時間において、日本語教室の学習者を招き、多文化理解体験交流会を実施

自主夜間中学・識字講座等から教育委員会や学校に対しての要望  
(自由記述)

市区町村

- 開催場所の提供
- 支援予算の充実
- 公立夜間学級の設置
- 講師の紹介
- 教材保管場所の提供
- 学校施設を提供している場合、利用時間の延長(土曜日利用)。
- 自主夜間中学等の参加者が住む地域の小学校に学齢超過者を対象にした昼間の学級を設置してほしい。
- 参加者の指導状況や学習習熟度等に関する在籍小・中学校との情報共有。





## 夜間学級調査

---





# 夜間学級の教職員数(専任・兼任別、職種別)

夜間学級

教職員数	専任	兼任	総数
① 校長	—	—	31人
② 教頭	26人	5人	31人
③ 教諭	185人	12人	197人
④ 助教諭	1人	0人	1人
⑤ 常勤講師	34人	4人	38人
⑥ 非常勤講師	101人	23人	124人
⑦ 養護教諭・養護助教諭	19人	5人	24人
⑧ 栄養教諭	2人	0人	2人
⑨ 事務職員	6人	4人	10人
⑩ 用務員	10人	4人	14人
⑪ ①～⑩の他、夜間学級のニーズに対応して特別に配置している職員	20人	1人	21人
⑫ その他	26人	0人	26人

(うち市区町村負担4人)  
(うち市区町村負担2人)

N=514 (夜間学級に勤務する教職員)

## ⑪の内訳

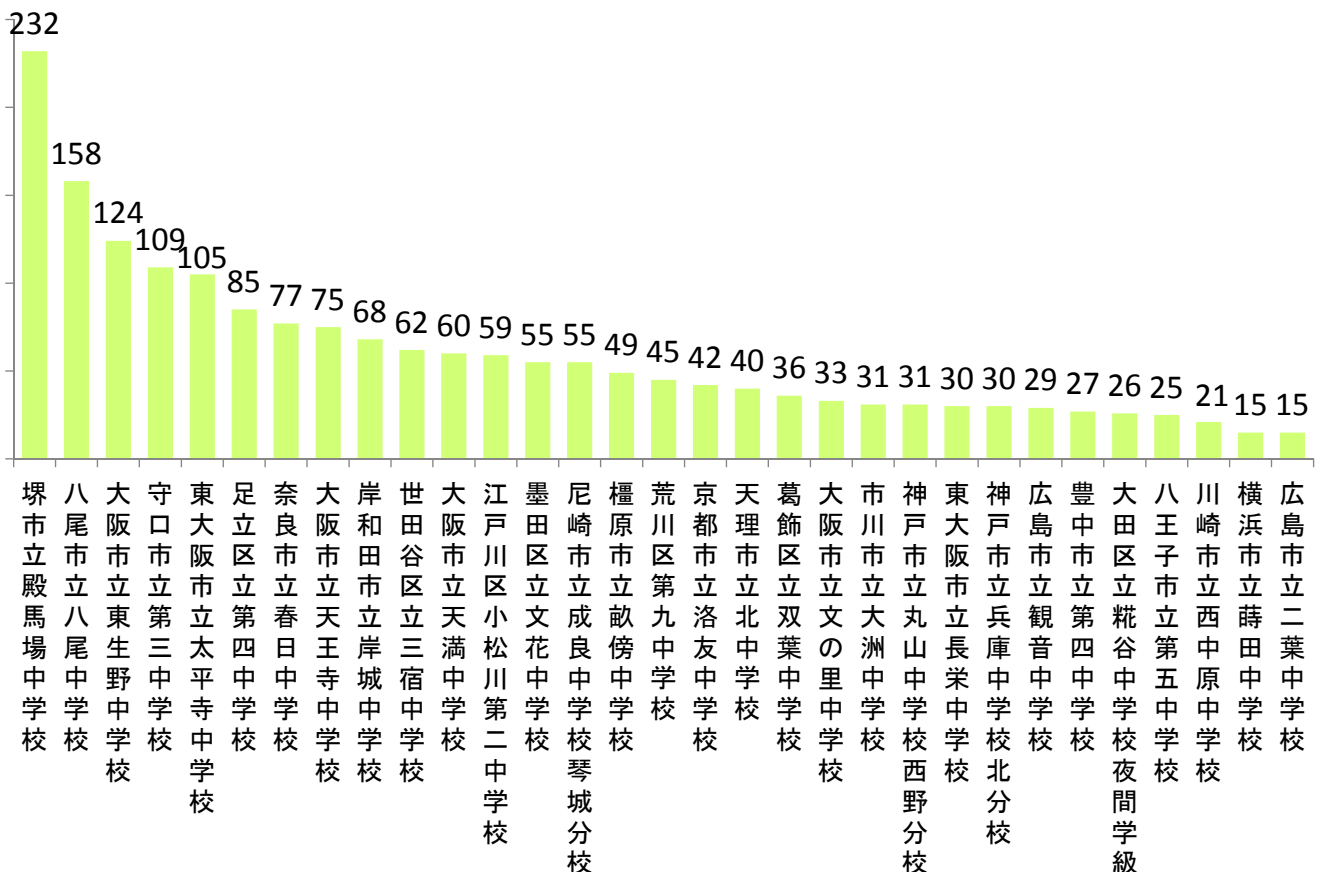
※この他、授業補助等を行うボランティアが22名参画  
※「専任」とは、主として当該夜間中学に勤務する者をいう

人数	人数	うち資格取得者	職務内容	職務時間・頻度・賃金
日本語指導者	15人	7人	日本語指導市立4中学校の日本語教室を巡回して指導など	・常勤講師(県費職員に準ずる) ・非常勤の場合、年間120日など、時給990円～2850円
通訳	6人	0人	中国語/ベトナム語通訳	・勤務時間 月2回～週4回 ・時給 2000円～2100円

(兼任の場合の勤務形態の例)  
○週2日勤務、1日4時間の臨時職員として勤務  
○臨時の養護教諭が週1日(4時間)弱夜間で勤務し、その他の時間は他校で勤務  
○他の学校で勤務するが、担当教科の授業時のみ夜間学級に出勤  
○校長が本務校と兼務校(夜間学級あり)を兼任しており、曜日により勤務校を決定  
○昼間の勤務に引き続き勤務し、時間外勤務として対応(校長・教頭)

# 夜間学級の在籍生徒数(学校別)

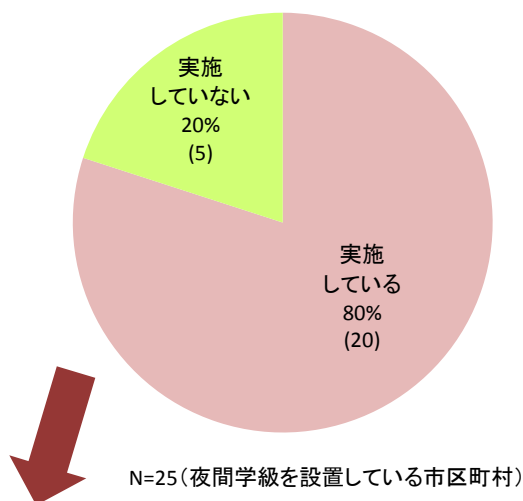
夜間学級



# 義務教育段階の学齢生徒に対する就学援助に類する 経済的支援

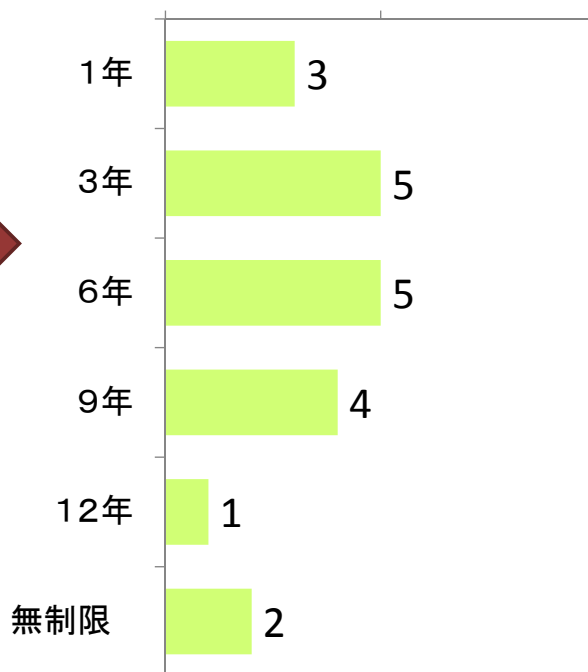
夜間学級

## 実施の有無



受給者 456名  
(実施市の就学者(1275名)に占める割合 36%)

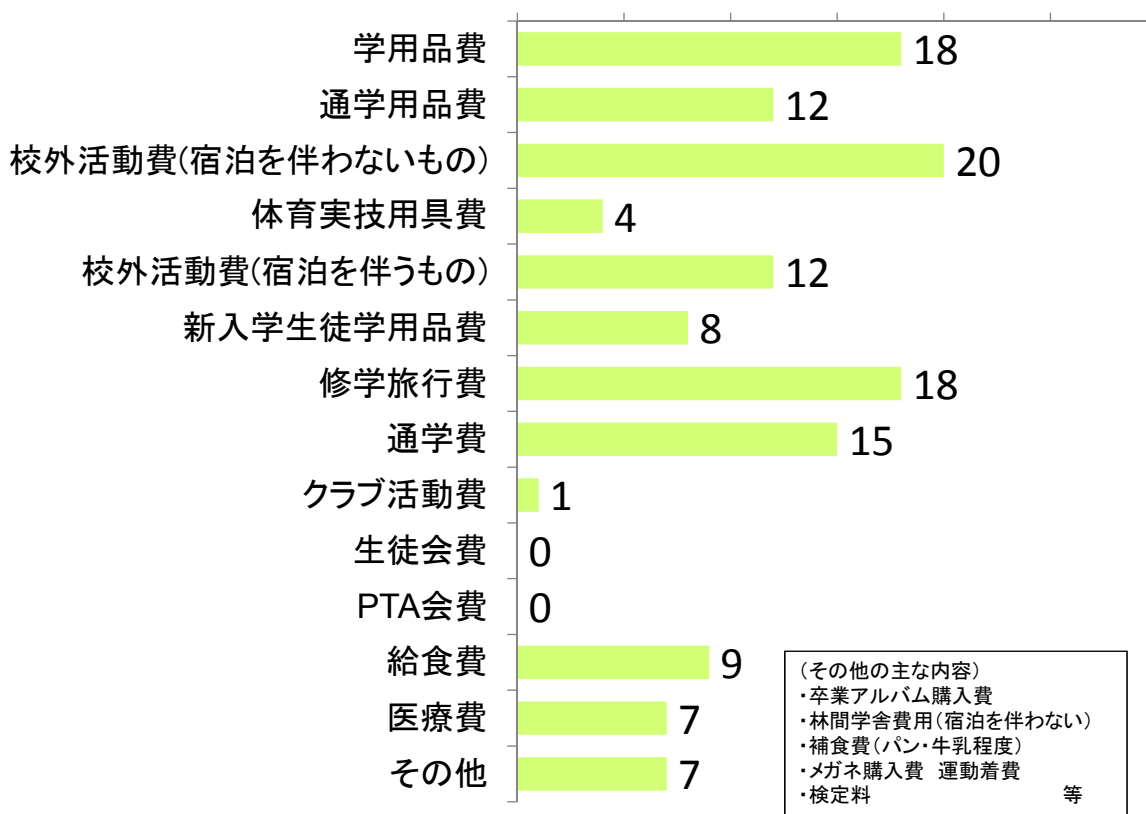
## 支給期間の上限



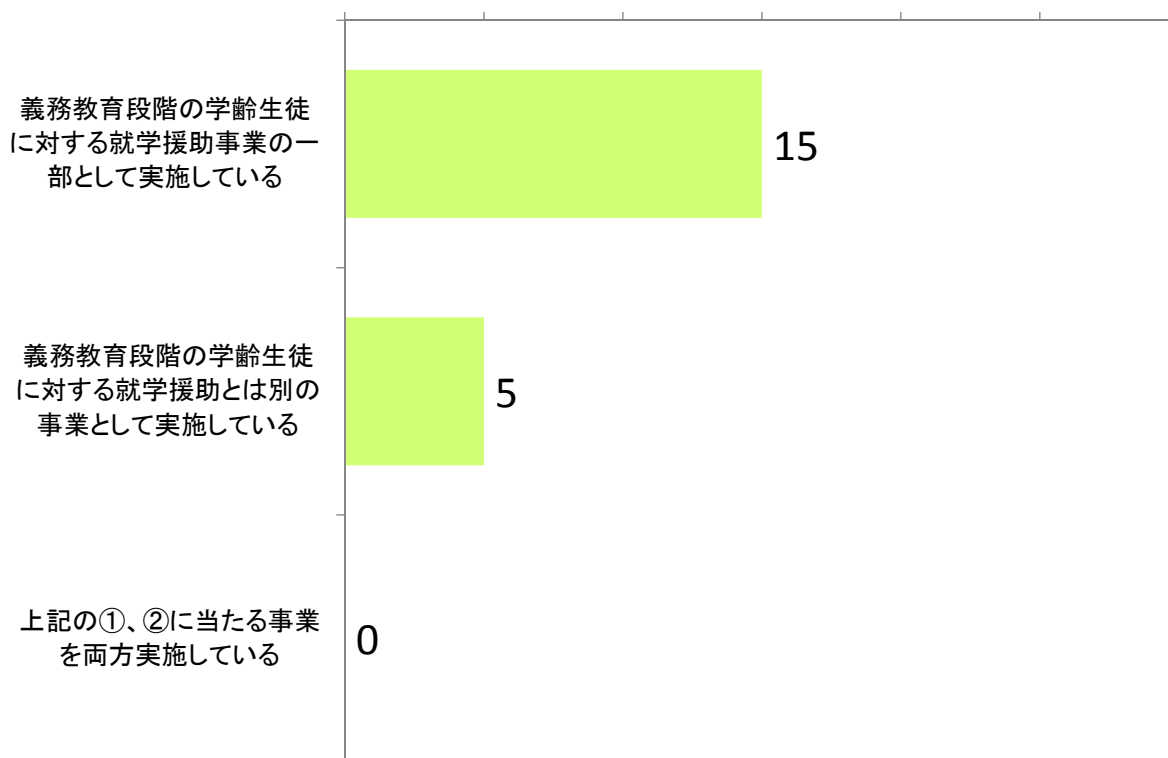
N=20(夜間学級を設置し経済的支援を実施している市区町村)

# 経済的支援の支給対象

夜間学級



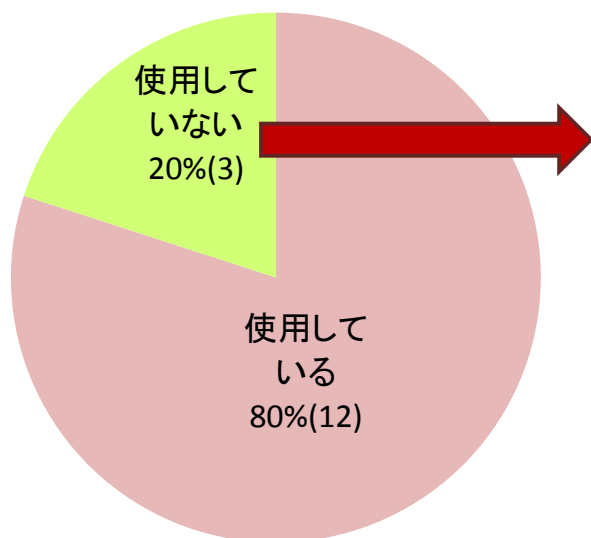
N=20(夜間学級を設置し経済的支援を実施している市区町村)【複数回答】



N=20(夜間学級を設置し、経済的支援を実施している市区町村)

経済的支援に当たって学齢生徒に対する就学援助の認定要件と同一のものを使用しているか 夜間学級

使用の有無

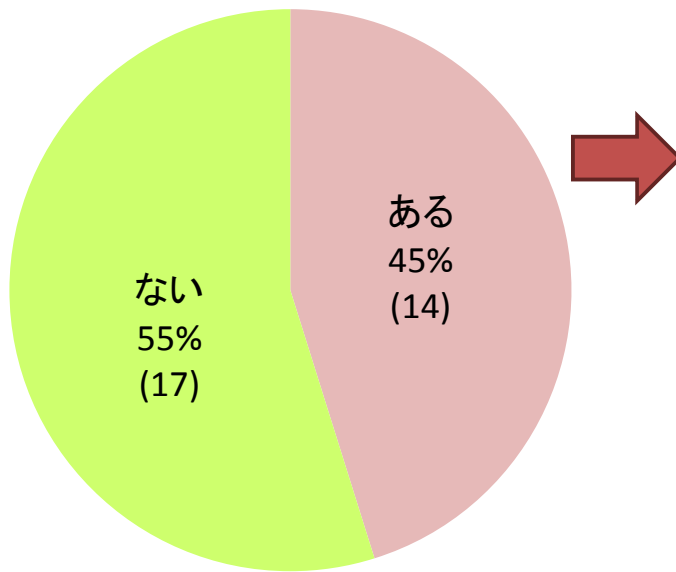


(使用していない場合の主な要件)

- ・夜間学級に在籍し、区内に在住・在勤している生徒及び生徒の保護者が対象
- ・前年度または今年度に生活保護が停止・廃止になった方
- ・同一の生計を営む世帯全員の前年中の総所得金額等が、区教委で定める認定基準所得金額に満たない方
- ・児童扶養手当を受給中の者が対象
- ・生計維持者等に特別な事情のある方(罹災、主たる生計維持者が失業中または長期入院中による休職中で、無給の場合等)
- ・世帯人数毎に認定基準額を設定

N=15(夜間学級を設置し、経済的支援を就学援助事業の一部として実施している市区町村)

使用の有無



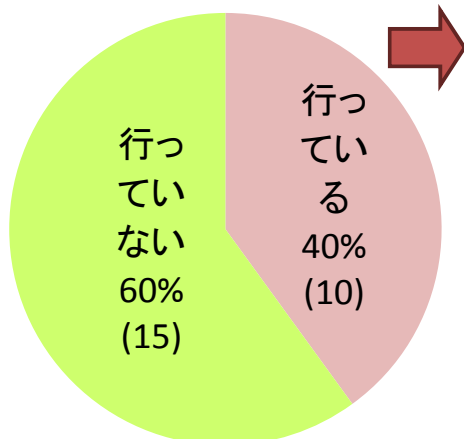
N=31(全夜間学級)

**【使用教材例】**  
 ・日本語テキスト  
 ・漢字練習帳  
 ・日本語単語帳  
 ・計算ドリル  
 ・地理/歴史資料 など

価格 300円程度～2800円  
 平均価格 1473円

生徒の実態を踏まえた教材確保や教材開発への支援

支援の有無

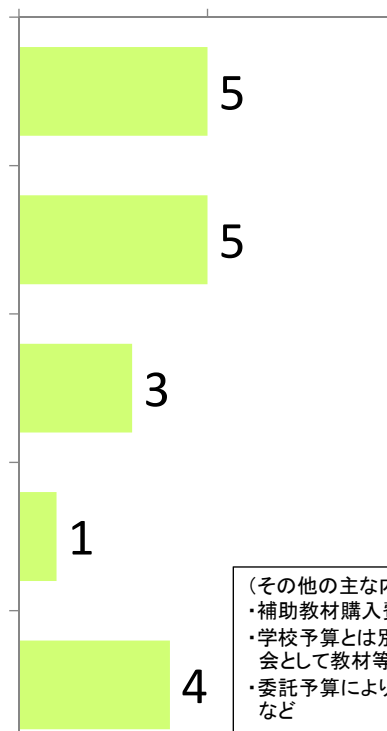


N=25(夜間学級を設置している市区町村)

支援内容

- 教材開発に要する費用を通常の学校予算に上乗せして措置
- 教材購入に要する費用を通常の学校予算に上乗せして措置
- 教材開発に指導主事が参画
- 教材開発に外部有識者から協力を求める際の経費を支出

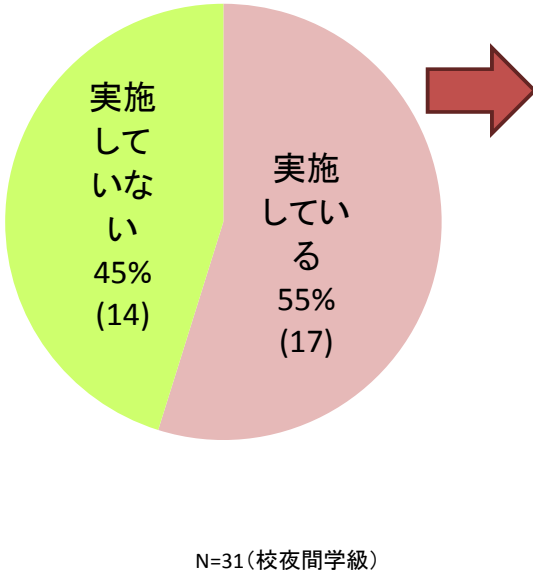
その他



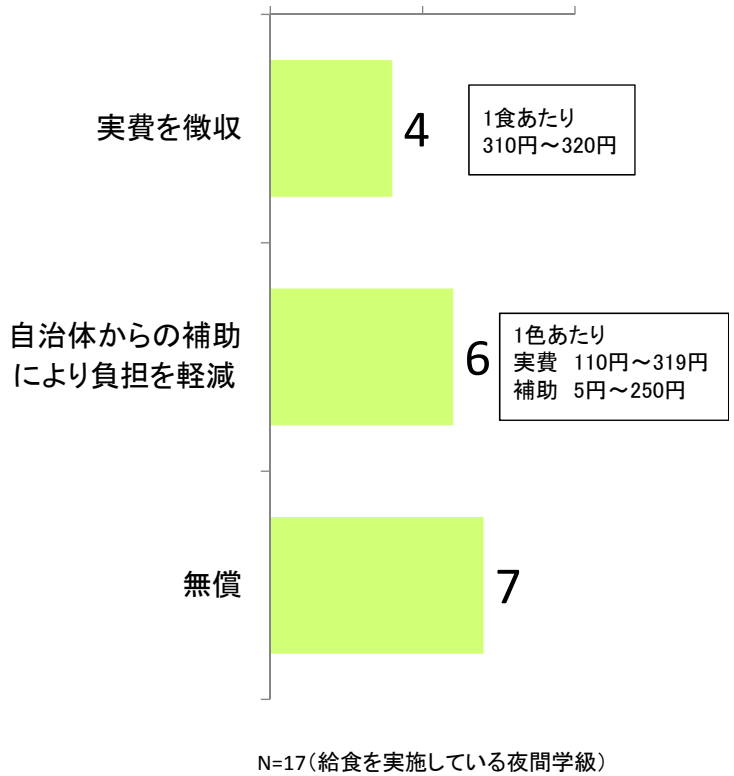
(その他の主な内容)  
 ・補助教材購入費として配付  
 ・学校予算とは別に、教育委員会として教材等の予算を確保  
 ・委託予算により教材費措置など

N=10(夜間学級を設置している市区町村のうち教材確保や教材開発に支援をしている市区町村)【複数回答】

実施状況

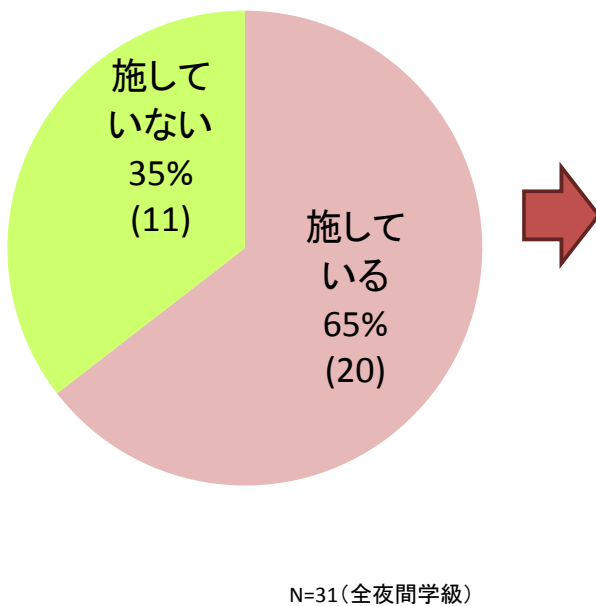


給食費内訳

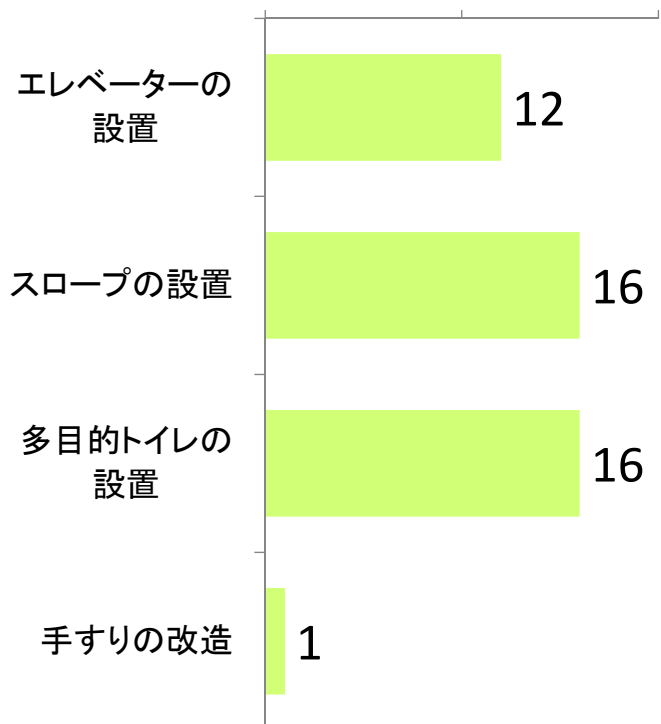


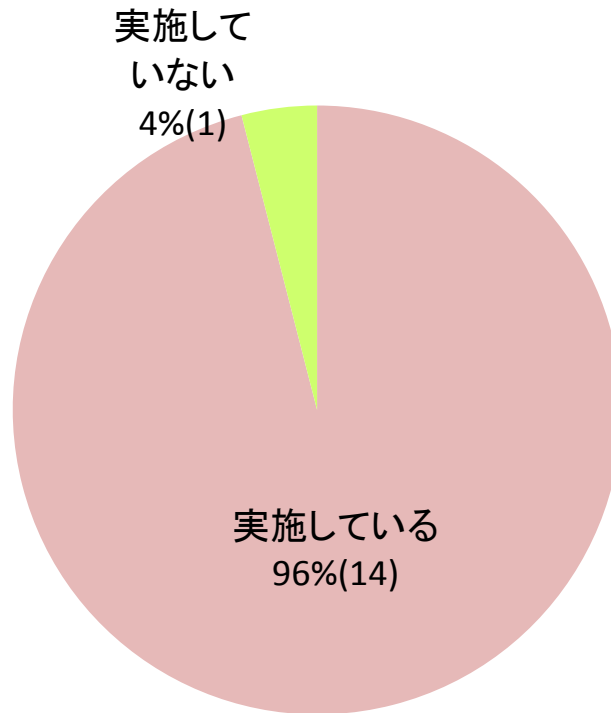
夜間学級設置校におけるバリアフリーの状況について

設置状況



設置施設

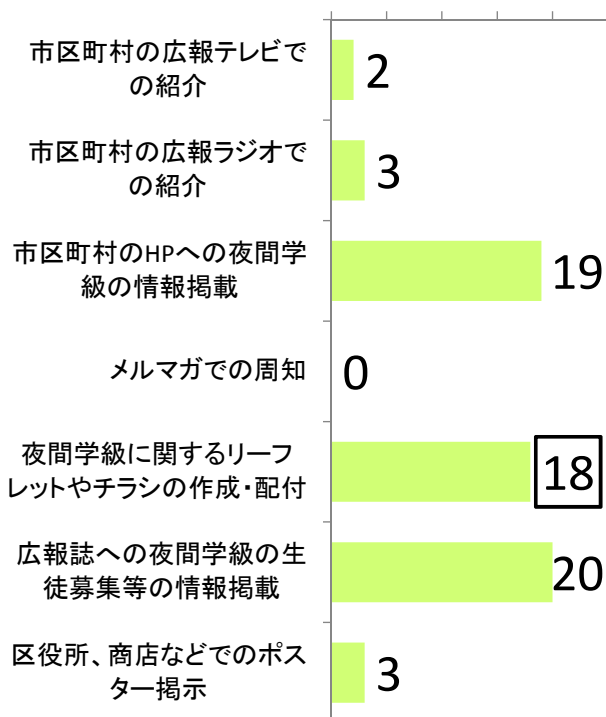




N=25(夜間学級を設置している市区町村)

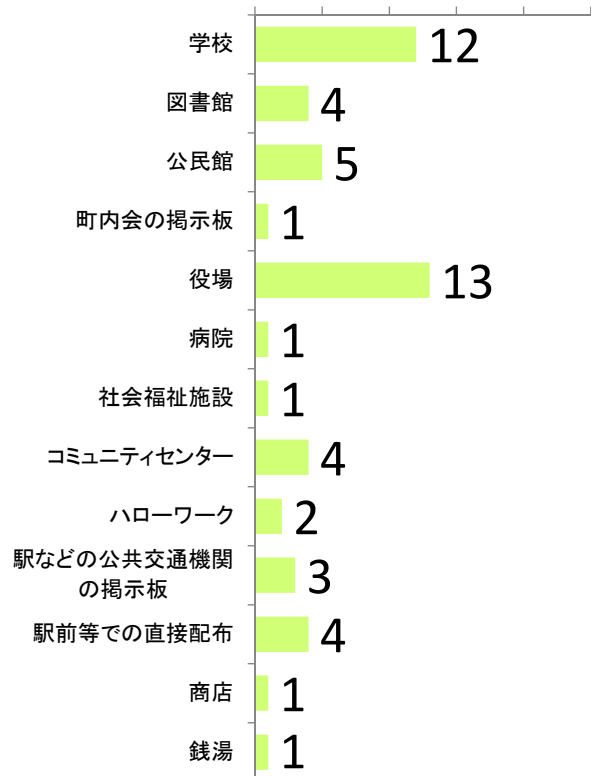
広報活動の内容

広報内容



N=24(夜間学級を設置し、広報活動を実施している市区町村)  
【複数回答】

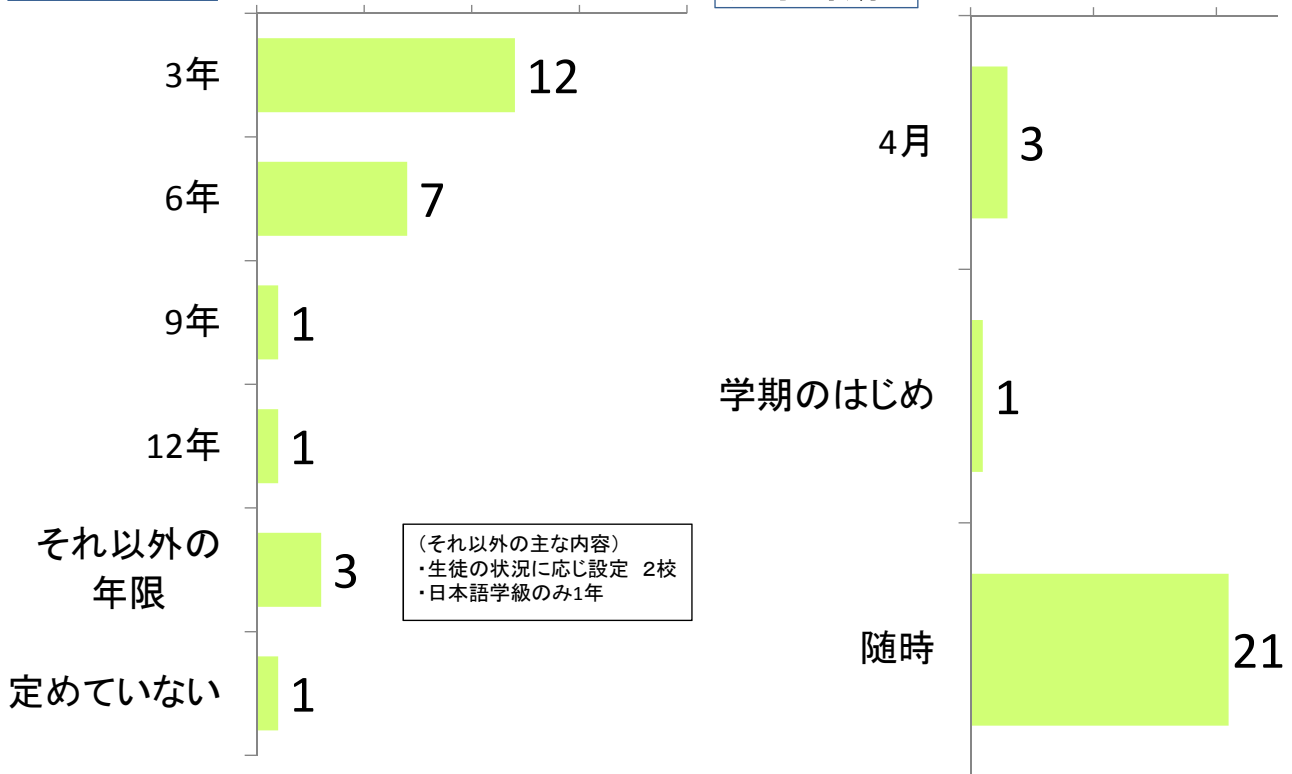
リーフレット・チラシの設置場所配布・設置場所



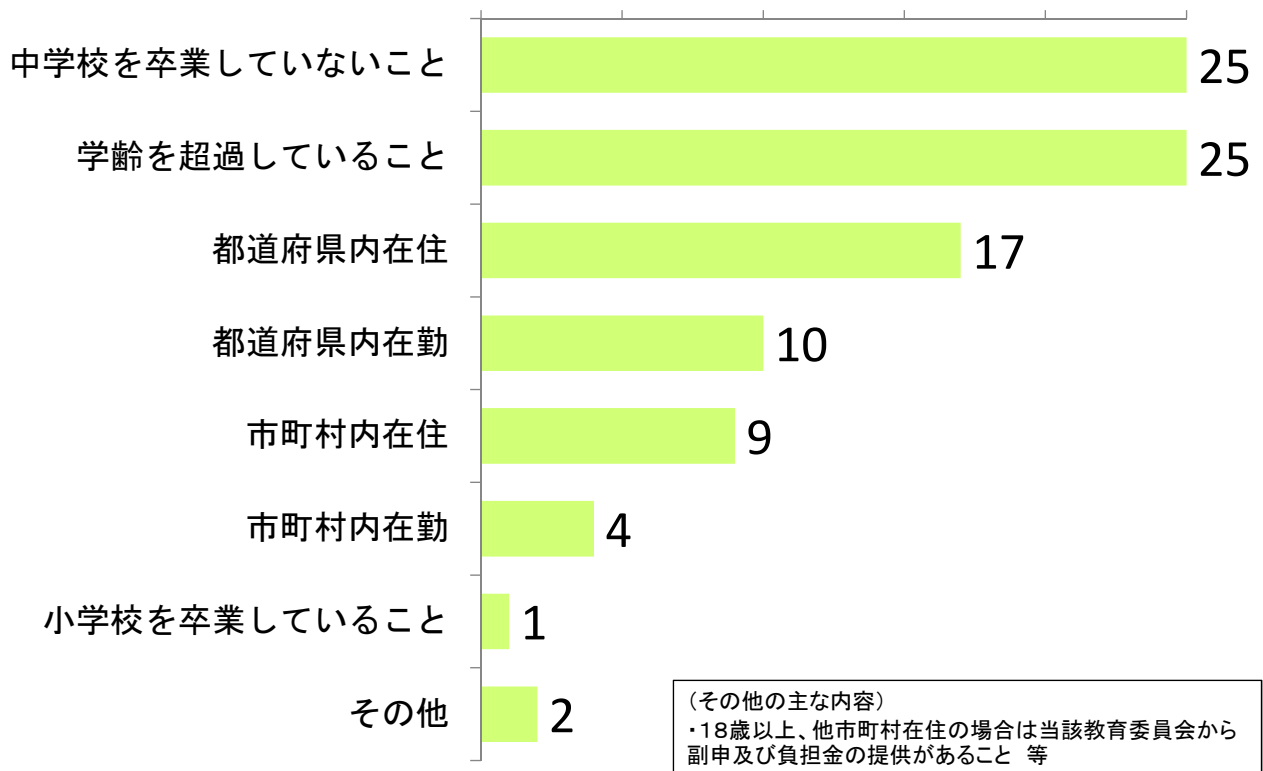
N=18(夜間学級を設置し、夜間学級に関するリーフレットやチラシを配布している市区町村)  
【複数回答】

在学年限

入学時期



N=25 (中学校夜間学級を設置している市区町村)

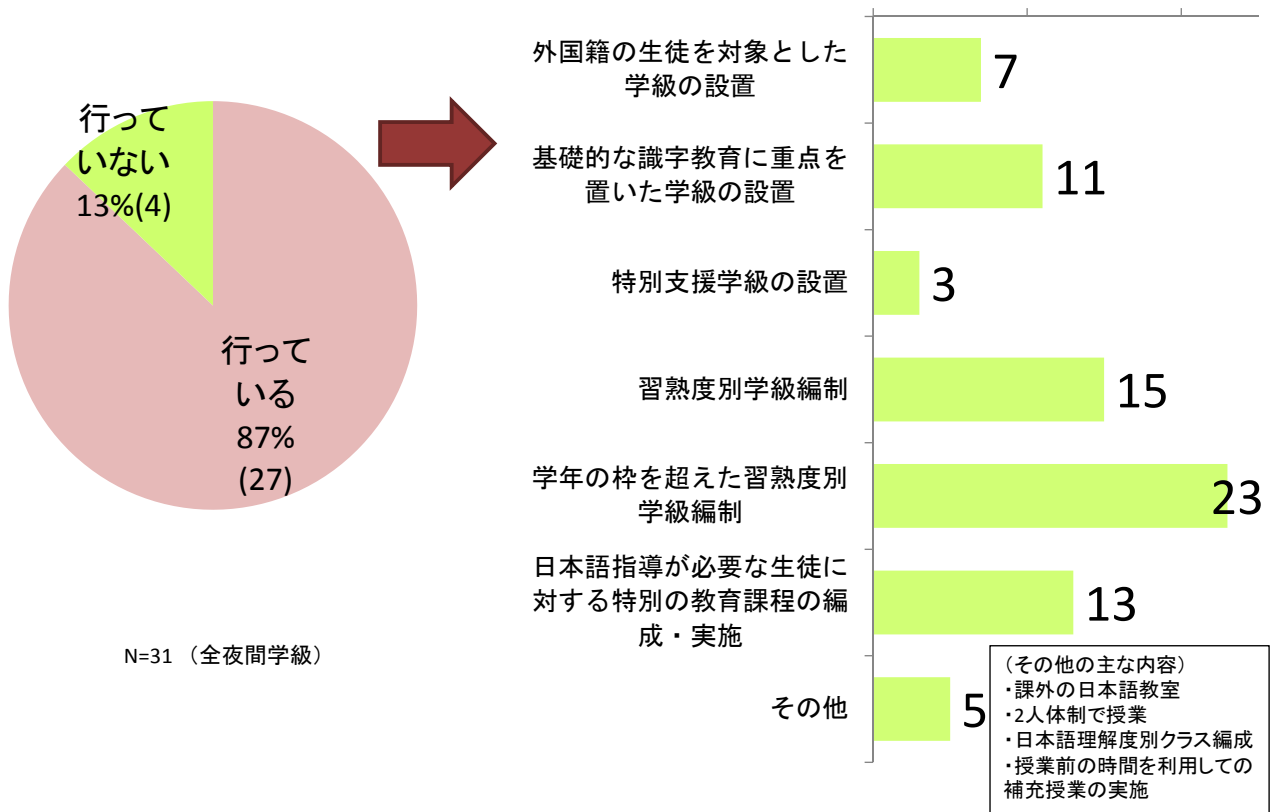


N=25 (夜間学級を設置している市区町村)【複数回答】

①年間授業日数	175～210日
②毎日の授業コマ数	4～6コマ
③一単位時間の長さ	40～50分
④年間総授業コマ数	560～1224コマ

N=31 (全夜間学級)

学級編制・指導体制上の特別な工夫の内容



N=27(学級編制・指導体制上の特別な工夫をしている夜間学級)【複数回答】



### 【日本語指導関連】

- ・各教科の授業の中で、日本語の学習も兼ねて行う。

### 【習熟度別指導】

- ・年齢差や個人差による習熟度の違いを考慮し、自主教材の作成、TT・少人数による指導など、指導形態や教材を工夫。

### 【教材関係】

- ・生徒の学習歴や習熟の程度、日本語力の差に応じた自主教材の作成・使用。
- ・教材に用いる文書等のフォントやポイントに注意したり、表現を平易にするなどの配慮を行い、高齢者や日本語に慣れない生徒でも読みやすいようにする。
- ・教科書をわかりやすいように内容をまとめ、漢字にはルビをうったプリントを作成し活用。

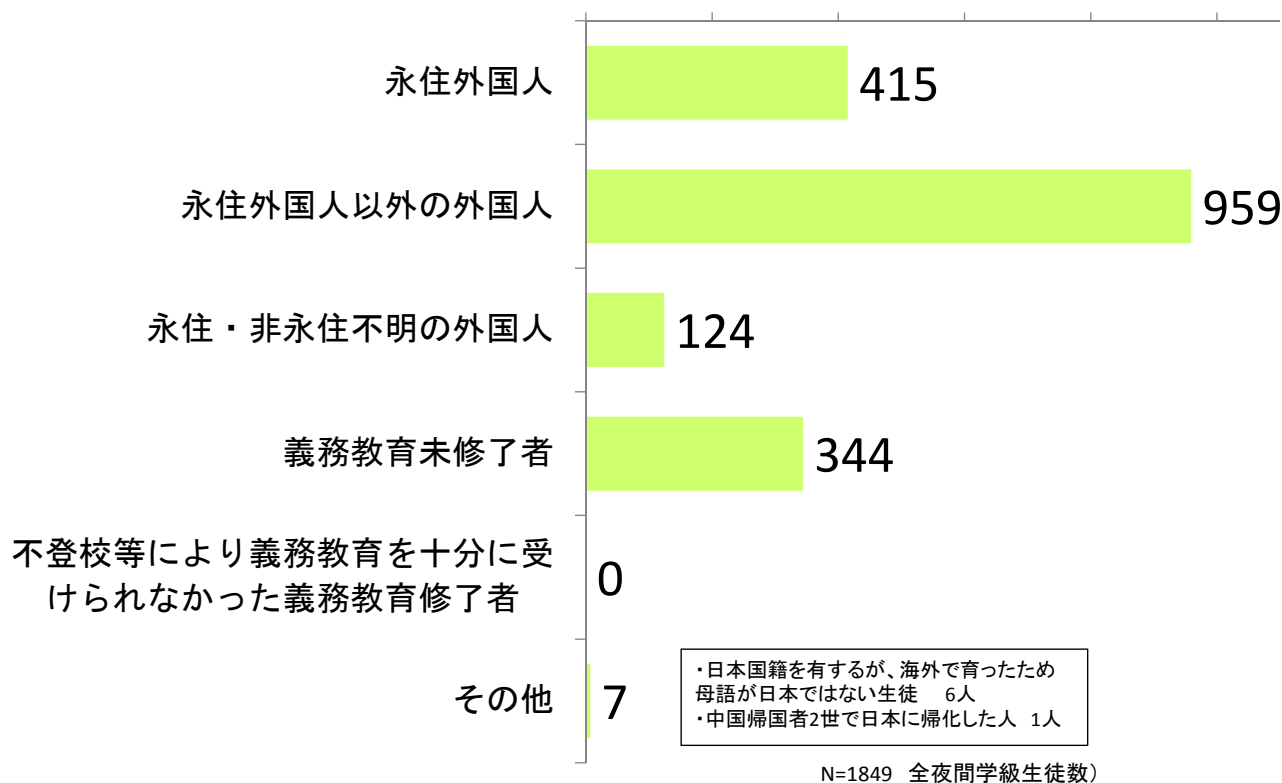
### 【その他】

- ・お国自慢料理発表会、お茶会などの体験学習を多く取り入れ、文化を通して自己の生き方を考えさせる。
- ・小学校と中学校の学習内容を学力実態に応じて指導。
- ・体育の授業において、安全確保の為に必ず補助教員を入れている。
- ・授業コマ数が少ない分、行事や事前指導の時間を精選して授業時数の確保に努めている。

## 在校生に対する授業以外での主な支援内容(自由記述) 夜間学級

- ・始業前学習、夏季補充学習
- ・課外で日本語教室を開設
- ・希望者に対して通訳を介しての進路懇談
- ・定期的に地域包括支援センターの職員を招き、行政サービスなどの情報を提供
- ・健康相談
- ・定期券購入・病院・ハローワーク等の付添
- ・通院時の通訳
- ・健康相談や日常的な健康上の配慮(血圧や視力・聴力の測定)
- ・就学援助等の手続きや書面の書き方等に関する、相談対応
- ・勤め先との連携がとれるような配慮
- ・PTAなどから配布される文書の翻訳
- ・各種申請書(税金、保険等)の作成支援
- ・就労支援
- ・育児相談

## 生徒の属性



※永住外国人：入管法第七条の1第2号による別表第二に示す永住者及び入管特例法第三条、第四条、第五条に定められた特別永住者

## 学年別生徒数、年齢別生徒数

### 学年別生徒数

	区分	1年	2年	3年	合計
生徒数	男	100	153	329	582
	女	210	399	658	1267
	合計	310	552	987	1849

### 年齢別生徒数

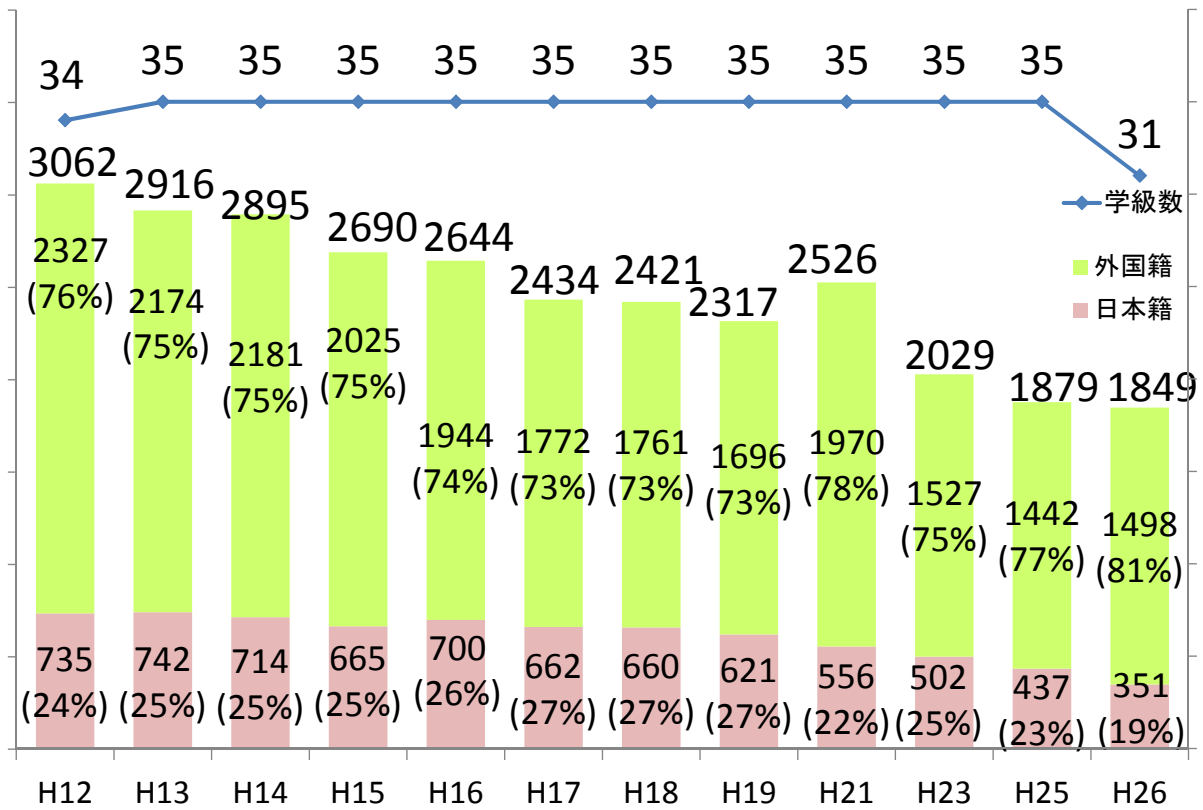
年齢	学齢者	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～	合計
男子	0	168	110	83	58	44	119	582
	0.0%	9.1%	5.9%	4.5%	3.1%	2.4%	6.4%	31.5%
女子	0	109	161	160	206	223	408	1,267
	0.0%	5.9%	8.7%	8.7%	11.1%	12.1%	22.1%	68.5%
合計	0	277	271	243	264	267	527	1,849
	0.0%	15.0%	14.7%	13.1%	14.3%	14.4%	28.5%	

### 日本国籍を有しない者の年齢別生徒数(上表の内数)

年齢	学齢者	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～	合計
男子	0	155	96	77	50	37	50	465
	0.0%	10.3%	6.4%	5.1%	3.3%	2.5%	3.3%	31.0%
女子	0	90	159	156	188	195	245	1,033
	0.0%	6.0%	10.6%	10.4%	12.6%	13.0%	16.4%	69.0%
合計	0	245	255	233	238	232	295	1,498
	0.0%	16.4%	17.0%	15.6%	15.9%	15.5%	19.7%	

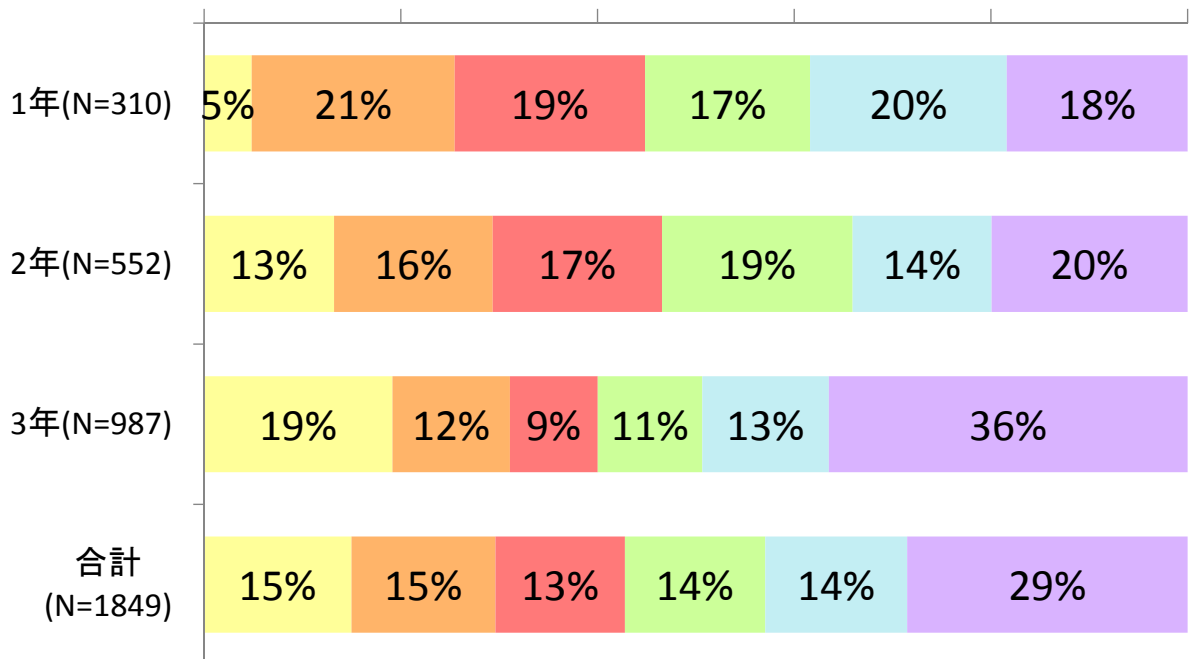
(N=1849 中学校夜間学級に通う全生徒)

## 学級数・生徒数の推移



(文部科学省調べ ※平成19年度より隔年調査)

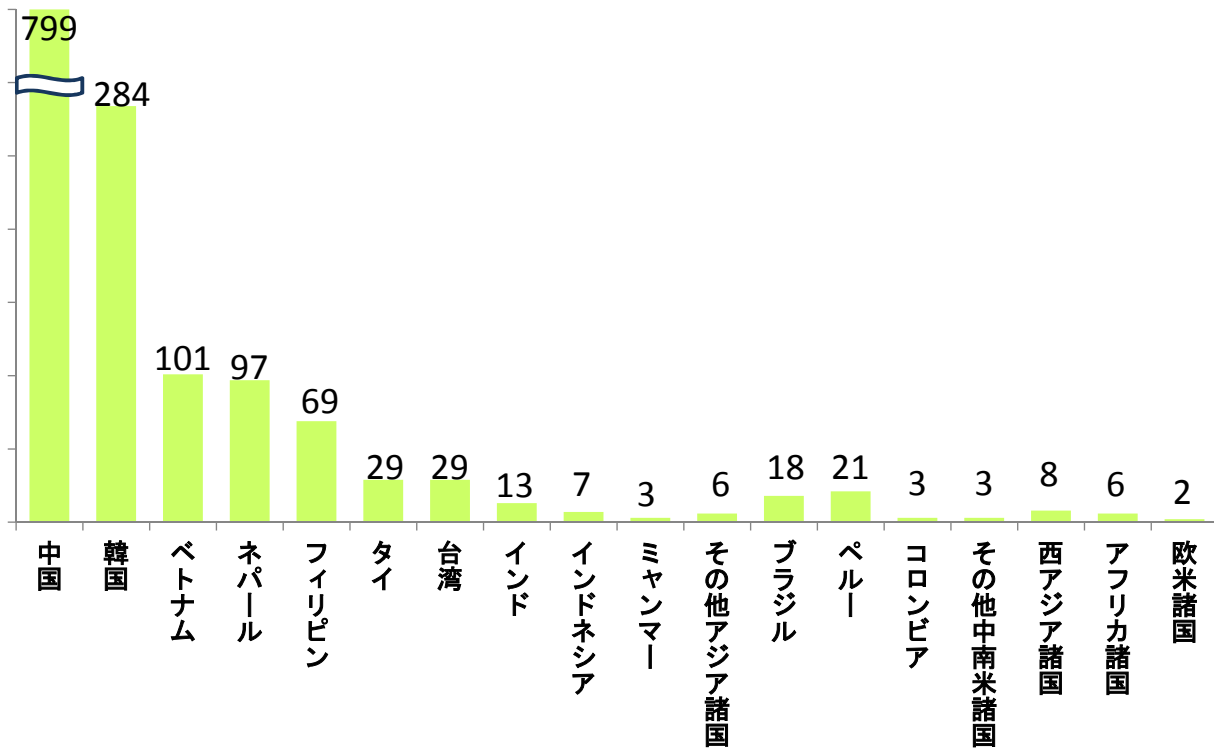
## 在籍割合(学年別×年齢別)



■ 学齡者 ■ 15~19歳 ■ 20~29歳 ■ 30~39歳 ■ 40~49歳 ■ 50~59歳 ■ 60歳以上

(N=1849 夜間学級に通う全生徒)

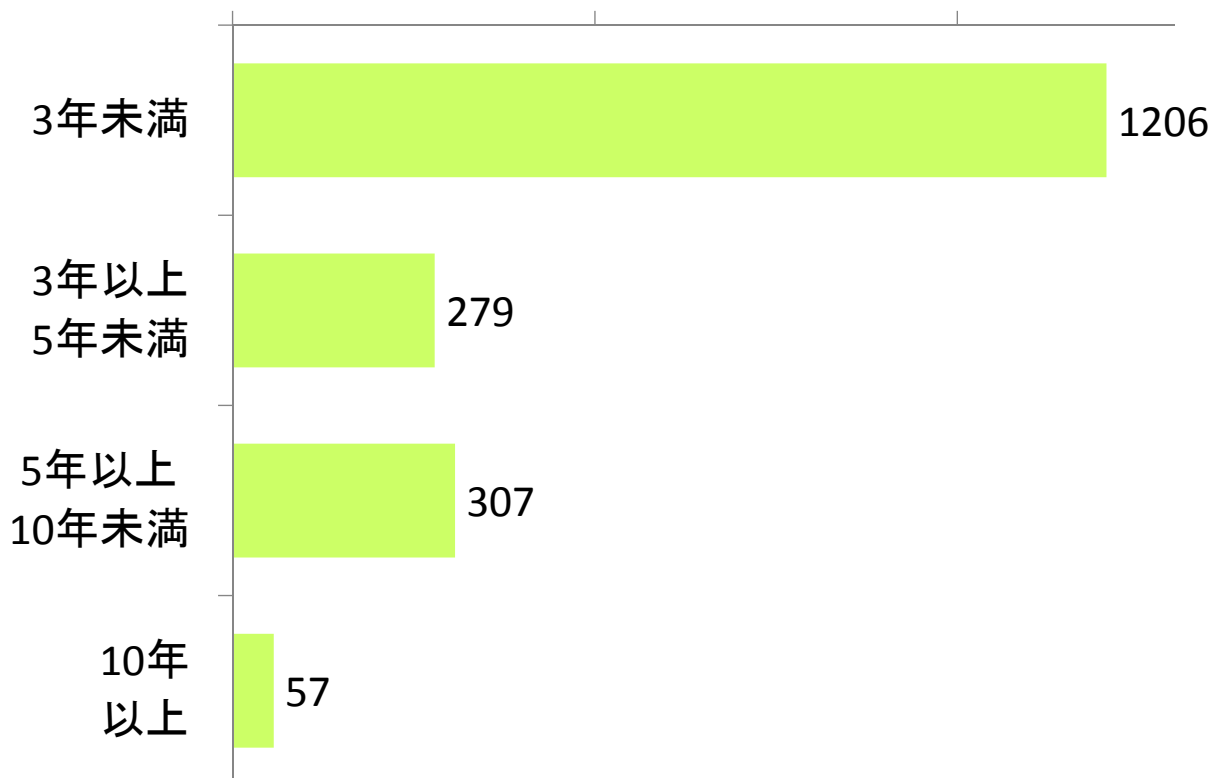
## 在籍生徒数(国籍別)



※その他アジア: バングラディシュ2、パキスタン、マレーシア、モンゴル、ラオス各1  
 その他中南米: グアテマラ、アルゼンチン、ボリビア各1  
 欧米諸国: アメリカ、スペイン各1

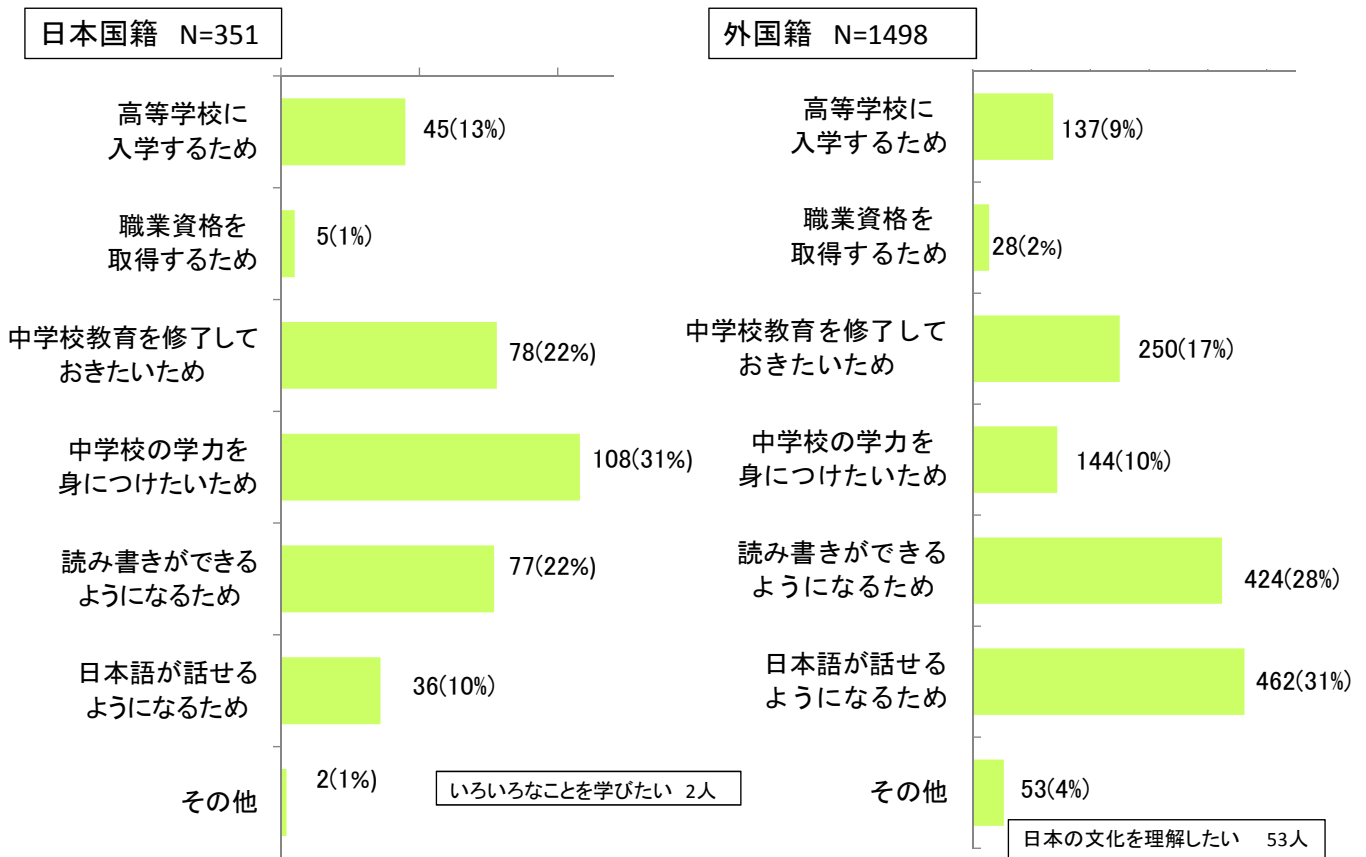
(N=1498 夜間学級に通う外国籍の生徒)

## 在籍生徒数(在籍年数別)

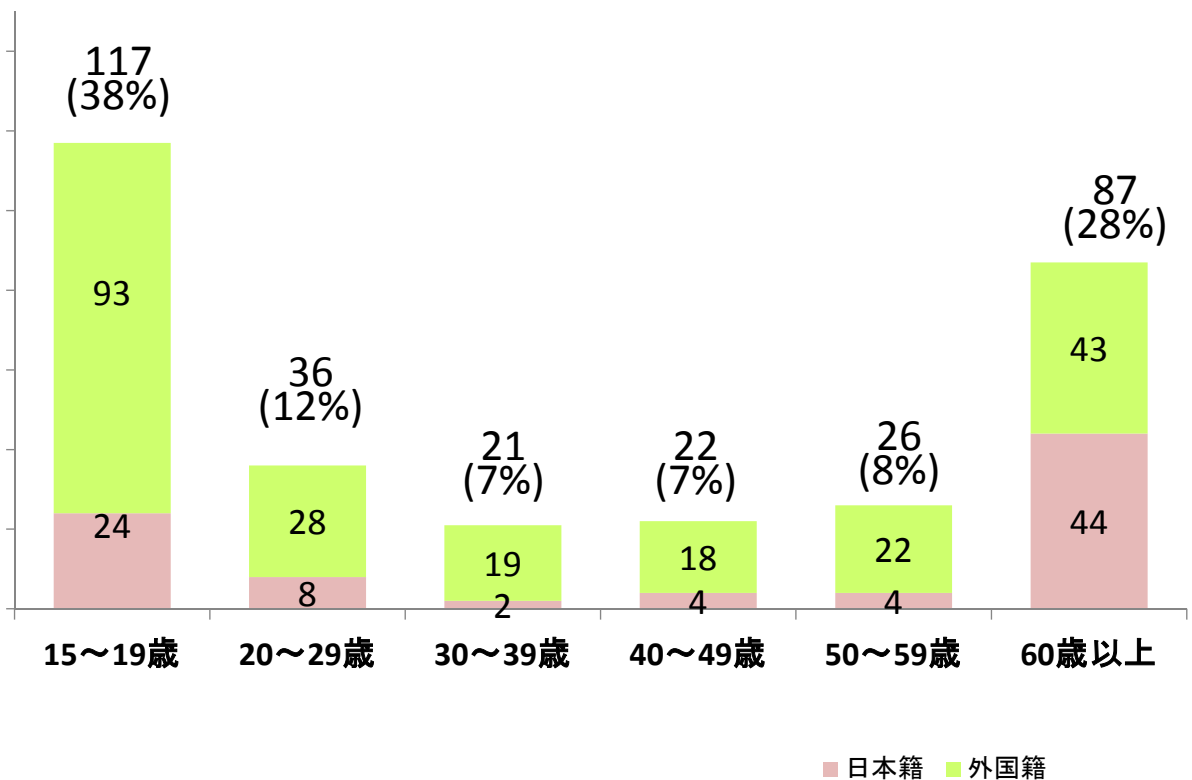


(N=1849 夜間学級に通う全生徒)

## 夜間学級入学理由

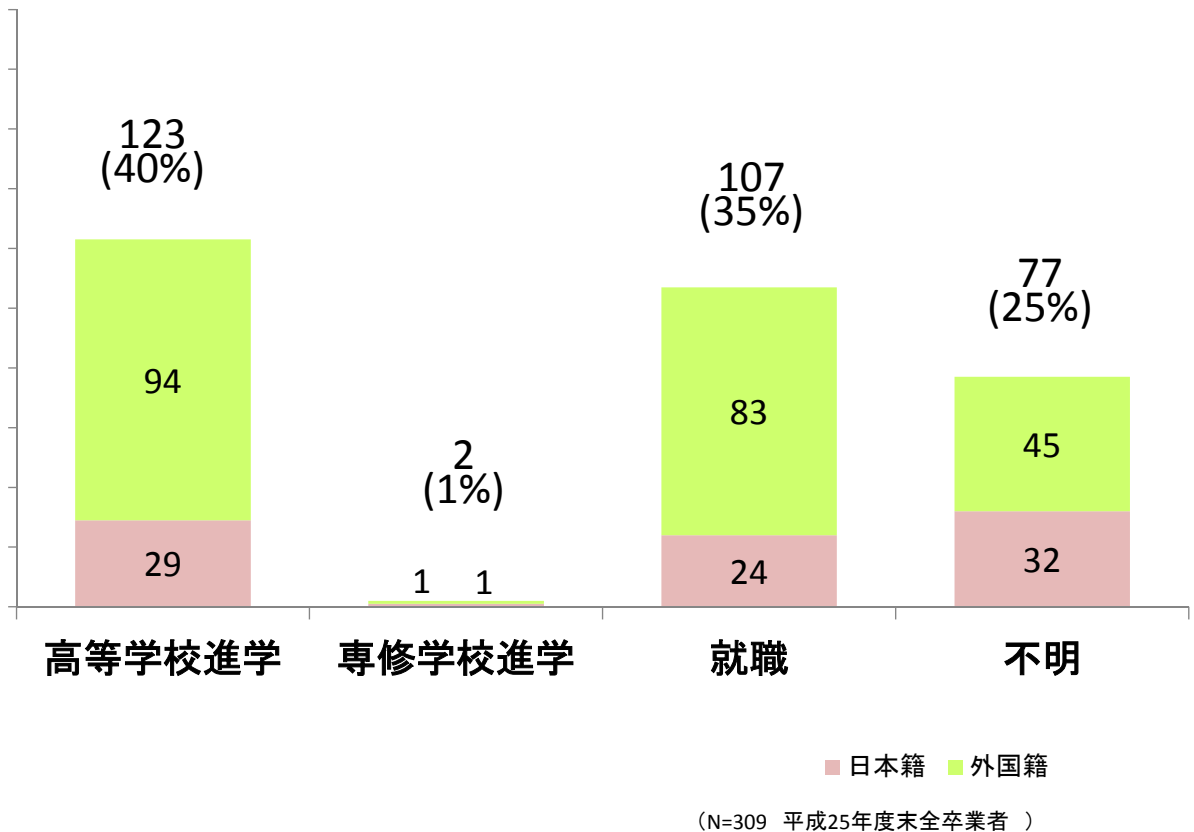


## 卒業者数(平成25年度末)



(N=309 平成25年度末全卒業者)

## 卒業後の状況(平成25年度末)



## 夜間学級在籍者から市町村教育委員会や学校に対しての主な要望(自由記述)

- ・学齢生徒であっても受け入れて欲しい
- ・住所地に近いところに中学校夜間学級を設置して欲しい
- ・教員数を増やして今よりも少人数の学級で学習できるようにして欲しい
- ・日本語指導の時間を増やして欲しい
- ・補食給食の実施
- ・就学援助の充実
- ・修学年限の延長
- ・生徒の母国の言語のわかる先生を配置して欲しい
- ・夜間学級があることをもっとたくさんの人に知らせて欲しい
- ・養護教諭を配置して欲しい

## 都道府県・国に対する主な要望(自由記述)

- ・夜間中学校の運営費に対する財政的補助
- ・埼玉県に中学校夜間学級を少なくとも1校以上設置
- ・非常勤教員で養護教諭の配置
- ・夜間学級のあり方について、法制化を促進
- ・夜間中学生に対する就学援助制度の充実
- ・遠くから通っている生徒の交通費等への援助
- ・エレベーター、大きなロッカー、洋式トイレ等、生徒の教育環境に関わる施設設備の充実
- ・ICT設備が教室に一つずつ設置できるよう支援
- ・外国人教員の確保
- ・教職員の研修や、研修旅費の充実